

第三十一回 参議院建設委員會會議錄第五号

昭和三十四年二月三日(火曜日)午前十一時二十二分開会

委員の異動

十二月二十五日委員木島虎藏君辞任につき、その補欠として松野孝一君を議長において指名した。

一月二十七日委員前田佳都男君、武蔵常介君及び阿具根登君辞任につき、その補欠として森田豊壽君及び井上知治君を議長において指名した。

一月三十日委員松野孝一君及び井上知治君辞任につき、その補欠として高野一夫君及び武蔵常介君を議長において指名した。

一月三十一日委員高野一夫君及び森田豊壽君辞任につき、その補欠として松野孝一君及び前田佳都男君を議長において指名した。

二月二日委員高良とみ君辞任につき、その補欠として安部清美君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 早川 慎一君
理事 稲浦 鹿藏君
岩沢 忠恭君
前田佳都男君
田中 一君
委員 石井 桂君
小山邦太郎君
西岡 ハル君
山本 利寿君

内村 清次君
村上 義一君
安部 清美君
遠藤 三郎君

政府委員
建設大臣 遠藤 三郎君

北海道開発庁 中平 榮利君
建設事務次官 徳安 実蔵君
建設大臣官房長 鬼丸 勝之君
建設大臣官房 南部 哲也君
建設大臣官房 美馬 郁夫君
建設省計画局長 山本 三郎君
建設省河川局長 佐藤 寛政君
建設省道路局長 柳田 治君
建設省住宅局長 櫻井 良雄君
建設省営繕局長 榎井 篤君
建設省営繕局側 榎井 篤君
事務局長 榎井 篤君

建設大臣官房 小西 是夫君
建設大臣官房 加藤三重次君
建設省機械課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君

建設大臣官房 小西 是夫君
建設大臣官房 加藤三重次君
建設省機械課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君

建設大臣官房 小西 是夫君
建設大臣官房 加藤三重次君
建設省機械課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君

建設大臣官房 小西 是夫君
建設大臣官房 加藤三重次君
建設省機械課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君

建設大臣官房 小西 是夫君
建設大臣官房 加藤三重次君
建設省機械課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君

建設大臣官房 小西 是夫君
建設大臣官房 加藤三重次君
建設省機械課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君

建設大臣官房 小西 是夫君
建設大臣官房 加藤三重次君
建設省機械課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君

建設大臣官房 小西 是夫君
建設大臣官房 加藤三重次君
建設省機械課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君

建設大臣官房 小西 是夫君
建設大臣官房 加藤三重次君
建設省機械課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君

建設大臣官房 小西 是夫君
建設大臣官房 加藤三重次君
建設省機械課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君

建設大臣官房 小西 是夫君
建設大臣官房 加藤三重次君
建設省機械課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君

建設大臣官房 小西 是夫君
建設大臣官房 加藤三重次君
建設省機械課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君

建設大臣官房 小西 是夫君
建設大臣官房 加藤三重次君
建設省機械課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君

建設大臣官房 小西 是夫君
建設大臣官房 加藤三重次君
建設省機械課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君
建設省地理課長 上条 勝久君

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

○委員長(早川慎一君) 一月二十八日の委員長及び理事打合せについて御報告いたします。

ることとしておりますが、新規に大阪地区における地盤沈下対策事業を実施するほか、隅田川、淀川の汚濁対策事業を行うこととしていたしております。

砂防事業につきましては、直轄事業として施行中の利根川ほか二十四水系を継続施行するとともに、昨年大水害をこうむった野野川水系の砂防事業を、その緊要性にかんがみ、昭和三十四年度以降は直轄事業として実施することとし、合計二十六水系について実施することとしていたしております。

補助事業におきましては、直轄河川等重要水系の工事の促進及び昨年甚大なる被害が発生した地域における砂防、及び地すべり防止工事の促進に重点をおいて参りたいと考えております。

河川総合開発事業につきましては、特定多目的ダム建設工事特別会計に対する繰入金を増額する等資金を拡充して、継続工事を促進し、岩木川日尾ダム及び脈川鹿野川ダムを完成するとともに、新規に利根川矢木沢ダム等四ダムに着工することとしていたしております。その他一般会計といたしましては、継続工事を促進して矢部川日向神ダム（福岡県）及び綾川綾北ダム（宮崎県）を完成せしめるとともに、新規に空知川金山ダム（北海道）、三財川立花ダム（宮崎県）ほか九ダムに着工することとしていたしております。

最後に、海岸保全事業につきましては、補助事業として五十余カ所を予定し、有明海沿岸等の堤防修築及び日本海沿岸、東播磨沿岸等の浸蝕対策に重点をおいて実施したいと考えております。

第二に、災害復旧関係事業であります

すが、災害復旧関係の予算といたしましては総額二百八十六億五百万円で、その内訳は災害復旧事業費二百四十七億九千九百万円、災害関連事業費三十八億一千三百九十万円であり、災害復旧事業につきましては、直轄事業は昭和三十三年以前の過年度災害の事業は昭和三十三年以前、補助事業全部を完了する予定であり、補助事業におきましては昭和三十一年以前の過年度にかかわる残事業の復旧を完了し、昭和三十三年及び昭和三十三年発生災害にかかわるものについては、国庫負担法の趣旨にのっとり、緊要工事についてはおおむね三カ年で復旧を完了するよう実施したいと考えております。

また災害関連事業につきましては、災害復旧工事との均衡をはかつて実施することとはもちろんであります。昨年度の災害による被害の特に甚大な河川については、新規に河川助成事業に採択して改良的復旧を行い、復旧対策の万全を期したいと考えております。

第三に道路整備事業について御説明申し上げます。

ここ数年間わが国の経済の発展は予想以上であり、これに伴い道路輸送も飛躍的に増加しつつあることは御承知の通りであります。

政府といたしましては、今後の経済の発展に伴い予想される交通情勢に對処いたしまして、緊急に道路を整備し、もって経済基礎の強化に寄与するため、昭和三十三年以降五カ年間に総投資額一兆円を規模とする新しい道路整備五カ年計画を樹立し、昭和三十三年度はその第二年度分として大幅に事業量を拡大することとしていたしております。

このために必要な道路整備特別会計の資金につきましては、一般会計からの繰入金等を増額することとしておりますが、特に経済基礎強化資金の投入も行われております。

昭和三十四年度の道路事業関係予算額は、一般会計分九百七十七億五千四百九十万円、前年度六百二十三億七千九百九十万円に比し二百五十四億四千七百九十万円の増となり、特別会計の借入金七十六億八千九百九十万円を減し、九百九十四億三千五百九十万円となり、前年度六百七十六億三千九百九十万円に比し三百一十八億四千九百九十万円の増となっております。

道路整備特別会計の内容につきましては後に御説明申し上げますが、一般会計には道路整備特別会計に対する繰入金といたしまして、建設省に七百四十五億六千九百九十万円、総理府に北海道開発関係として百四十二億三千三百九十万円、離島振興関係として三億七千九百九十万円、労働省に特別失業対策事業関係として十五億二千九百九十万円、合計九百七十七億九千九百九十万円となっております。

このほか昭和三十四年度におきましては、長大橋等の大規模工事で二カ年以内にわたる契約を必要とするものにつきまして、財政法第十五条の規定に基づく国庫債務負担行為三十億円を予定いたしております。

なお昭和三十三年に引き続き、一級国道のうち交通量の特に多い区間を国が直轄で維持修繕を行うこととしておりますが、昭和三十四年度におきましてはさらにこの区間を七百九十九キロメートル追加いたしました。合計約二千二百キロメートルとするともに、交通量の多い大都市内において舗装、

補修等の工事を実施する場合には極力夜間に行うこととし、交通に支障を及ぼさぬよう留意して参りたいと考えております。

次に、日本道路公団の有料道路について御説明申し上げますと、昭和三十四年度における日本道路公団の資金といたしましては、道路整備特別会計からの出資金四十五億四千万円、資金運用部資金の借入れ八十四億四千万円、民間資金の借入れ六十五億四千万円、外資の導入八十九億四千万円、合計二百八十三億四千万円であり、これにより京葉道路ほか十五カ所の継続事業を促進するほか新規事業にも着手し、特に高速自動車国道中央自動車道（小牧、吹田線）及び高速自動車国道吹田、神戸線につきましては、第三年度として本格的な建設工事を促進することとし、公共事業費による道路整備とともにわが国道路網の整備に寄与したいと考えております。

また最近におきましては東京都内の自動車交通がますます激増し、現状のまま放置するときは、昭和四十年には自動車交通が麻痺状態となることも予想されますので、昭和三十四年度におきましては新たに首都高速道路公園を設置することとしております。同公園の資金といたしましては道路整備特別会計からの出資金十億四千万円、東京都出資金十億四千万円、東京都交付金六億四千万円、民間資金の借入れ九億四千万円、合計三十五億四千万円を予定しておりますが、これによりまして東京都の区に存する区域及びその周辺地域における自動車専用道路及び自動車駐車場の本格的建設を促進する考えであります。

第四に都市計画事業について御説明申し上げます。

昭和三十四年度における都市計画事業の予算は総額百五十二億二千二百九十万円で、前年度百八億四千九百九十万円に比し、四十四億一千七百九十万円の増であります。

このうち、道路整備五カ年計画の実施に要する経費として、道路整備特別会計に計上されております額は百三十五億九千九百九十万円であり、これによりまして立体交差、舗装、橋梁及び一般改良等の街路事業を実施するとともに、五大市を除く各戦前都市の復興事業を完了し、また戦災を免れた都市のうち、特に人家が密集し、街路の幅員が狭隘で交通に支障をきたす等都市の発展上整備を要する地域に対し、土地区画整理による都市改造事業を推進したいと考えております。

なお一般会計に計上されております都市計画事業関係予算額は、総額十六億二千九百九十万円で下水道、公園等の整備をはかることとしております。

下水道関係の予算額は十四億四千九百九十万円で前年度に比し五億九千九百九十万円の増であります。なお地方債の増額をもちかかるとし、都市施設中最もおくれている下水道事業の促進に努める所存であります。また事業実施に当つては公共水の汚濁防止の見地から、工場廃水のはなはだしい地域にこれを一括処理するための特別都市下水道を設けるとともに、道路掘り返しによる手戻り工事を極力防止するよう道路整備事業の進捗状況を勘案して参りたいと考えております。

第五に住宅対策について御説明申し上げます。

昭和三十三年度の住宅建設につきましては、住宅不足の現況を昭和三十二

年度以降おおむね五カ年間で安定させる既定方針に基き、政府の施策による住宅建設戸数として二十一万一千戸を計画いたしております。この戸数は前年度と比較いたしますと一万二千戸の増となっておりますが、特に坪数の引き上げ等、質の向上をはかるとともに、低所得階層に対する低家賃住宅の供給を増加し、また宅地取得難の現況に対処いたしまして、宅地供給量の増大及び大都市内における既成宅地の高度利用を計画いたしております。

また民間自力によつて建設される住宅につきましては、最近の実績からみて約三十五万戸程度の建設が見込まれますので、これらを合せて昭和三十四年度において約五十六万戸の住宅建設を目標といたしております。

政府の施策によつて建設する二十一万一千戸の内訳は、公営住宅四万九千戸、住宅金融公庫融資住宅十二万二千戸、日本住宅公団が建設する住宅三万戸及び厚生年金融資住宅等三万戸計二十一万一千戸であります。

これに対する予算措置といたしましては、公営住宅に對しましては、一般会計予算として百六億一千八百余万円を計上し、第一種住宅二万九千戸、第二種住宅二万八千一百戸計四万九千戸の建設に對して補助することとしておりますが、昭和三十四年度におきましては、六坪住宅等の狭小住宅の建設をとりやめ、質の向上をはかるとともに低家賃住宅の供給の増加をはかつております。

住宅金融公庫に對しましては産業投資特別会計からの出資金四十五億圓、政府低利資金二百八十五億圓、合計三百三十億圓を予定しております。これにより十萬二千戸の住宅建設のほか住宅用地の取得、造成、災害による被災住宅の復興等に要する資金の貸付を行うこととしておりますが、特に個人、分譲住宅の融資坪数の引き上げをはかるとともに、住宅用地の取得及び造成に必要な貸付資金の大幅な増額を計画いたしております。

日本住宅公団に對しましては産業投資特別会計からの出資金七十五億圓、政府低利資金七十七億圓、民間資金二百億圓合計三百五十二億圓を予定しており、賃貸住宅二万戸及び分譲住宅一万戸の建設並びに宅地造成事業等を行うこととしております。また都市における火災その他の災害の防止をはかるとともに不燃高層化の促進をはかるため、耐火建築物の建設に対する助成金として、一般会計予算において一億圓を計上し、防火建築帯造成事業を実施することとしております。

このほか昭和三十四年度におきましては、市街地再開発の見地から不良住宅一千戸分の清掃事業を計画しております。これに要する補助金として一般会計予算において一千四百万円を計上いたしております。

第六に官庁官舎に對して御説明申し上げました、官公庁施設の建設等に關する法律の規定により、建設省が実施いたします官庁官舎のうち、建設省所管予算として計上されておりますのは二十四億二千五百余万円でありまして、前年度の十七億八千四百余万円に比し六億四千四百余万円の増額となっております。

その他昭和三十四年度予算中おもなるものにつきまして御説明申し上げますと、道路事業の兩期的躍進に備へまして地方建設局における道路工事関係の定員を二百九十名増員し、事業の遂行に万全を期することとしたしております。

また建設技術及び建設業の海外発展の重要性にかんがみまして、大臣官房に海外建設協力の推進を所掌する一課を新設する等、東南アジア、中近東その他の地域との経済協力の推進をはかることとしたいたしました。

試験研究機関につきましては前年度に比し八千万円以上を増額いたしまして、試験研究施設等の充実をはかるといたしました。

産業開発青年隊は前年度実施の直轄キャンプ六、府県キャンプ三十三を継続実施するとともに、新規に直轄三キャンプを実施することとし、その費用として四千三百余万円を計上いたしております。

以上をもちまして建設省関係の一般会計予算の説明を終りますが、次に特別会計予算の概要を御説明申し上げます。

まず特定多目的ダム建設工事特別会計であります。本会計の昭和三十四年度予算総額は百三億圓でありまして、昭和三十三年度の九十一億二千八百萬圓に比して十一億七千二百萬圓の増額となっております。

この資金の内訳といたしましては一般会計からの繰入金六十四億五千七百餘萬圓、資金運用部資金からの借り入れ二十一億六千三百餘萬圓、電気事業者等の負担金十億九千七百餘萬圓、その他五億八千八百餘萬圓となっております。

昭和三十四年度の事業計画といたしましては、継続事業の岩木川日屋ダム等十三ダムの促進をはかるとともに、新規に利根川矢木沢ダム及び下久保ダム、筑後川下笠ダム並びに川内川鶴田ダムの合計四ダムについて実施計画調査を行うこととなっております。

次に道路整備特別会計であります。本特別会計の昭和三十四年度予算総額は、千五百六十六億六千九百餘萬圓でありまして、この資金の内訳はさきに申し上げました一般会計からの繰入金九百七億圓のほかに、直轄道路事業の地方負担金相当額の資金運用部資金からの借り入れ七十六億八千餘萬圓、附帯工事納付金、受託工事納付金、雑収入及び予備収入二十一億八千餘萬圓となっております。

その歳出の内訳といたしましては、一般道路事業に七百四十六億二千六百餘萬圓、街路事業に百三十五億九千四百餘萬圓、機械整備事業に四十六億六千餘萬圓、日本道路公団出資金として四十五億圓、首都高速道路公団出資金として十億圓、その他附帯工事、受託工事、予備費等に二十一億八千餘萬圓を充てたしております。

なお一般道路事業及び街路事業の中には、前年度に引き続き臨時就労対策事業として七十七億圓、特別失業対策事業として十五億二千九百餘萬圓を予定いたしました。失業者の吸収をあわせてはかるほか、積雪寒冷特別地域に對する経費として、機械費を合せて十七億七千餘萬圓が含まれております。

以上をもちまして昭和三十四年度の建設省関係の一般会計予算及び特別会計予算の説明を終りますが、御審議のほどをよろしく願ひ申し上げます。

○委員長(早川一) 次に鬼丸官房長から補足説明を聴取いたします。

○政府委員(鬼丸勝之) お手元に配付されました印刷物で、昭和三十四年度建設省関係予算総括表、昭和三十四年度特別会計一覽表と、昭和三十四年度財政投融資一覽表、最後に、建設省関係公共事業系統主要事業費調、これにつきまして補足的に御説明を申し上げます。

昭和三十四年度建設省関係予算額の總括表で、この表の作り方につきましてはまずお断わりを申し上げておきたいのでございますが、これは建設省所管の事業として実施する予算額を全部ここに掲げましたので、先ほど大臣から申されました、他の省庁に計上されております北海道開発関係、離島振興関係、あるいは労働省の特別失対事業関係の予算は、それぞれの予算書に計上されて載っておりますので、予算書とはこの点若干食い違ひがございます。

なお道路特別会計とダム特別会計におきましては、御承知のように政府低利資金の借り入れがございますが、これもこの總括表におきましては、便宜上ここに事業費として挿入されるものでございますから、便宜上ここに掲げておいた次第でございます。

なお次にカッコ書きの数字とカッコのない数字との区別でございますが、前年度予算額でカッコのない分は、これは前年度の当初の予算額でございます。まして、カッコ書きの分は第一次の補正予算を加えたものになっております。その点もお含みおきを願ひたいと存じます。

治山治水関係につきましてはすでに御説明がありましたので省略いたします。ただ先ほど申し上げました政府低

利資金の借入金といたしまして、備考に書いておきましたように、三十四年度二十一億六千三百万円となっております。

次に道路整備関係といたしましては、財源の内訳を備考に掲げておきまして、ガソリン税収入八百十四億八千七百万円、一般財源が百二億六千八百万円でございます、この道路分と街路に關係ある区画整理事業は一般財源の内訳でございますが、道路分が百億、街路に關係ある区画整理事業が二億六千八百万円ということに、来年度の財源がきめられておるわけでございます。

「委員長退席」
理事前田佳都男君
着席」

以上一般会計分九百十七億五千五百万円とそれから低利資金の借入金七十六億八千万円、合せまして九百九十四億三千五百万円が三十四年度の道路整備関係の財源の総額でございます。

都市計画関係におきましてワクで
回っておりますのは、街路事業を含
むものでございますが、これは道路整
備関係の予算額の中に入っております
ので、ただ便宜上ここで再び掲げた
いうことでございます。

そこで災害復旧関係、災害関連等を含めまして、公共事業費の合計は三十四年度におきましては千六百六十八億九千三百万円で、前年度の当初予算に比べますと、三百八十七億九千万円増ということに相なりますが、そのうち一般会計の予算で計上されておりますのが千五百七十億五千万円、政府低利資金借入額として計上されておりますのが九十八億四千三百万円ということに相なるのでございます。

そこで今回の三十四年度予算で、政府全体の公共事業の予算がどうなっておるか、ということをお参考になし上りお聞きしますと、三十四年度は二千三百二十四億が公共事業費全体の予算額でございます。これは前年度の千九百八億に比べますと、四百十六億の増加になつておりますが、そのうち、ただいま申し上げました建設省関係の公共事業の一般会計予算に計上されました額と、前年度の第一次補正を含めましたものの差額は三百一億八千万円、あるいは当初予算に比べますと三百五十四億六千万円ということになります。つまり政府全体の公共事業の伸びの四百十六億のうち、八割程度のものが建設省関係の所管の公共事業費の伸びで占められておる、こういう結果になっております。

次に公営住宅費以下は行政部費関係でございするが、公営住宅の建設の補助関係の予算といたしまして三十四年度百十六億一千八百万円、前年度に比しまして九億五千万円ふえておりますが、これはいわゆる政府施策住宅の全体の一環として考えられておりますので、右の備考欄に住宅建設戸数の三十四年度の分を掲げておきましたが、この公営、公庫、公団は、御案内のように建設省所管としてこれを予算化し計上しておるものでございますが、このほかに各省所管の、たとえば厚生年金融資住宅等これが三千万ございします。前年度も同様三千万でございまして、従いまして政府施策住宅の全体といたしましては、三十四年度は二十一万一千戸ということになります。そういたしまして三十二年度から五カ年で大体住宅事情を安定させるという長期

的な構想に基いて、来年度は民間自力建設約三十五万戸の建設を期待いたしまして、合せて五十六万戸の建設を見込んでおるようなわけでございます。

官庁営繕費につきましてはこれも相当ふえております。中身につきましてはもうききほど御説明がありましたので省略いたします。

地調査所につきましては六千八百
万円ほど増加しておりますが、これ
は主として航空写真測量の仕事をする
ために、飛行機等を整備するという費
用でございます。

土木研究所は千三百方門ほど増加いたしておりするが、これは道路の試験施設及び下水道の試験施設等を新たに計上するために主としてふえたものでございいます。

建築研究所は前年度並みでござい
ます。
建設研修所におきまして若干ふえて
おりますのは、道路関係の技術者の研
修を実施すること等がおもな増加の内
容であります。

雑件の中では防火建築帯の補助、不良住宅地区の清掃、あるいは産業開発青年隊のキャンプの増設等の経費が見込まれております。ただ雑件が減ら

以上、行政部費関係を入れますると、下から三番目の合計におきまして、なっておりますのは、一般庁費等の経費の節減その他によるものでございます。

て、二十四年度は千八百五十三億千五百万円ということに相なります。前年度当初の予算に比較しまして四百三億千七百万円の増加であります。その内訳は一般会計予算と政府低利資金借入額に分れております。

次に昭和三十四年度特別会計一覧表につきまして一言補足申し上げますが、道路整備特別会計におきましては、前年度との比較欄が落ちておりますが、三十三年度の歳入歳入の総額が六百八十三億三千九百八十八万というところでございますので、三十四年度の千五億六千六百五十万円に比しまして三百六十二億二千六百六十三万円の増加ということに相なります。

特定多目的ダム建設工事特別会計につきましては、格別申し上げることはございません。

三枚目の表をご覧ください。三十四年度の財政投融资一覧表につきまして申し上げますと、日本道路公団の欄では三十四年度百九十四億円で、三十三年度に比しまして六十二億円の増でございます。

ざいますが、このほかに外資といたしまして、備考欄に書いたものが資金として考えられるわけでございます。

住宅金融公庫につきましては三百七十九億、前年度に比しまして五十一億

の増加でございますが、先ほど御説明がありましたような事業の拡充、あるいは重点的に特に宅地の取得造成等に資金の増加を見た、というようなことのはかに、資金充当率が前年五七％で

ありましたのが、六〇%になっており
ます関係でもふえておるわけでござい
ます。

日本住宅公団につきましても、事業
の内容につきまして相当これを拡充し

た面がございますが、そのほかに住宅公園の最近の事業の進捗成績が相当上っておりますので、資金充当率をやはり前年度五七％に對しまして七二・六％と、相当大幅に充当率を上げております。そういう関係でもふえてきて

おるわけでございます。首都高速道路公団は、ここにうごきますように政府の出資十億、東京都の出資十億、それから東京都のまあ交付金とありますのが、正確には補助金が六億、なおそのほかに公団の民間資金の借り入れ九億というものが予定されております、合せて三十五億の資金が計上されておるわけでございます。道路特別会計とダム特別会計につきましては省略いたします。

最後に建設省関係。公共事業系統主要事業費調でございますが、これは

公共事業と住宅施設、つまり公営住宅関係の事業費につきまして、前年度との比較をいたしまして、どの程度に來年度の事業費が伸びておるかということと御参考にしていただくために作つ

た資料でございますが、いずれも前年度当初予算を、前年度の事業費として当初予算から割り出したものを計上いたしております。なおこの地方公営団体で、再建団体の補助率の差額として

て、三十四年度約二十億を計上されておりますが、これはこの表の中には含めておりません。つまり決算的な補助額でございますから、これは落しております。

それから官片營繕は直轄の事業でございまして、この表に特に入れておりませんが、すでに御承知の通り約二十四億、別にございますわけであり
ます。

そこで治山治水関係につきましては、全体として一九%の伸びに相なっております。道路整備関係は三六%の伸び、都市計画関係は五九%、特に今度下水道で伸びてきているわけでございます。災害復旧関係は八%の伸び、

災害関連等がちょっと減っておりま
す。それから最後に公共事業の計とい
たしましては二六%の伸びということ
になっております。公営住宅関係は九
%の伸びに相なっておりまして、公共
事業と公営住宅関係を合せますと、
総事業費が二千二百四十億二千九百
万、前年度に比しまして四百三十三億
七千五百万円ということでございます
と、平均いたしまして二四%の伸び率
と相なっております。

以上簡単にございまして資料につ
いての補足説明を終わります。

○理事(前田佳都男君) ただいま早川
委員長が衆議院の建設委員長と面談を
いたしておりまして、日程の打ち合せ
をいたしておりましたので、私がかわつ
て委員長の仕事を進めたいと思ひます。
それでは次に北海道の開発関係につ
きまして、中平総務監理官から説明を
願ひます。

○政府委員(中平榮利君) 北海道関係
の予算につきまして御説明申し上げ
ます。

ただいまお配りいたしました資料
は、実はここに書いてありますように
一月十一日に作り直したもので、予算
の最終査定が終わったときに作った書類
でございますので、見出しも予算内示
額調とありまして、国会に対する予算
要求のための書類ではございませ
んが、数字は変わっておりません。そうい
う形になっておりますので、はなはだ恐
縮でございますが便宜上これを見てい
ただくことにいたします。

まん中の欄に内示額というのござ
います。これは今回の国会に對しする
予算の要求金額でございまして、そ
の内示額の欄の総額とございまして

が、この欄を見ていただきたいと存じ
ます。この欄の一番下から二行目にな
りますが合計という欄がございまして
、上にカッコで三百三十一億、その
下にカッコで三百二十六億という
数字が出ておりますが、このカッコ書
きは臨調、特失を含めた金額でござ
いますので、北海道だけ北海道開発庁が
要求いたします予算の純額といたしま
しては、この下の三百二十六億とい
うのが要求額になるわけでございま
す。これを前年度に比較いたしますと
六十二億円の増ということで、率にい
たしましては一番右の欄の二・三・七
とございまして、二割三分の増とい
うことに相なっております。

この内訳はあとで御説明すること
にいたしまして、事業費といたしまし
ては三百十四億四千万円でございま
して、前年度に比し六十五億円の増とい
うことになっております。なお前年度
との対比で見ますと、昨年度は一六・
八%でございまして、本年度は一六・
二%、まあわずかに下っております。
なおこのうち公共事業費と食糧増産
対策費とその他に分けてみますと、公
共事業費としては二百九億九千四百
万、前年度に比し五十億一千七百万
の増加、食糧増産対策関係で六十九億
七千九百万円でございまして、前年度
に比し八億三千六百万円の増、その
他、住宅、環境衛生、離島水道、離島
電気、付帯事務費等が四十七億円で
ございまして、前年度に比し三億九千
九百万円の増、こういうことに相な
っております。また事業費関係以外とい
たしまして北海道開発計画費が六千三百
万円及び人件事務費十一億加わるわけ
でございまして、なおこの書類には書い

てございせんが、付属機関といたし
まして北海道東部開発公庫というもの
がございまして、これに對しまして
「あのう説明さっぱりわからんのだす
が」と呼ぶ者あり」

○理事(前田佳都男君) どうですか中
平監理官、もう少し具体的にこの表に
よって一つ御説明をしていただけませ
んか。

○政府委員(中平榮利君) ただいま申
しましたのは大体的な概略の数字でござ
いまして、こちらの表に従って申し上げ
ようと思つておりましたのですが、
これからこれに従つて申し上げます。
北海道開発公庫というのがございま
して、この資金として百四十三億円
を予定しております。なお一番下に
ございまして地下資源会社出資金三億円、
大ざっぱに申しましてこういうことに
相なっておりますが、ただいま建設大
臣の御説明のございました、北海道開
発関係として百九十五億七千万円を
計上してあるという御説明がございま
したが、これと見合う数字につきま
して、この表に従つて御説明をいたした
と思ひますが、この表のうち建設省
関係といたしましては、一番左の欄を
見ていただきます。I 開発事業費の中
の1 河川というのと、その次の2 の河
川総合というのと、その次の3 の砂
防、それから飛びまして13 の都市計画、
15 の建設機械、16 の道路整備、それか
らずっと飛びまして、その他の欄の1
の住宅、これが建設省関係でございま
して、総計いたしまして百九十五億円
になるわけでございまして。

まず河川を見ていただきますと、二
つの欄の昭和三十三年の欄の要求額
と申しますか、これは大蔵省に對する

要求の数字でございまして、これは
参考に見ていただくことにいたしまし
て、内示額の総額というのがこの予算
書の要求額に當るわけでございまして
、内示額の総額四億を見ていただきます
と河川が二十九億とになっております
が、これは直轄、補助にそれぞれ分れ
まして、前年度予算額に比較いたしま
すと二億七千七百万円の増、比率とい
たしまして約一割の増、そういうこと
になるわけでございまして。

その次の河川総合が要求額は四千百
万円、昨年度に比しまして千九百万
の減といふことになっておりますが、
これは建設省関係で予算の金額が減り
ました唯一のものでございまして、少
し昨年度と内容が異なりまして、昨年
度六千万円の予算がついておりまし
たが、これは桂沢ダムのごとき幾春
別地区のダムの下に埋まることになり
ました。この補償費を支払うことにな
りまして、その金額は昨年と申しま
すか、昭和三十三年度分の支払金額が
六千万円でございまして掲げた次
第でございまして。

「委員長着席、理事前田佳都男君
退席」

今年の四千百万円と申しますのは、金
山ダムを新しく着工いたすことになり
まして、その初年度分の予算を四千百
万円計上したものでございまして、内
容が全然違いますので、比較してふえ
た減ったというのはおかしいのでござ
いまして、同じ項に上つておりますの
で、一応比較した数字をあげた次第で
ございまして。

その次の砂防でございまして、これ
は一億二千百万円、昨年度に比較いた
しまして四百百万円の増、昨年度に比

て三・四%の増ということに相なるの
であります。
次に13 項目の都市計画でございま
すが、これが四千八百万円、昨年度に
比較いたしまして二千六百万円の増で、
十一割八分の増ということになってお
ります。15 の建設機械一億一千三百
万円、昨年度に比しまして一千三百万
円の増で、一三%の増ということに相
なっております。

その次の道路整備、これは道路整備
関係百五十二億とありますが、これに
は工事事務費を含んだ金額を加えてご
ざいまして、特別会計へ繰り入れま
すのは、先ほど建設大臣の御説明のあ
りましたように百四十二億三千万円
でございます。残りが工事事務費でござ
いまして、ここにはその総額をあげて
ある次第でございまして。
道路関係は金額が非常に伸びまし
て、来年度は昭和三十三年度に比較
いたしまして四十二億円の増、割合とい
たしまして三割八分の増、こういうこ
とに相なっております。

ずっと飛びまして、その他の1 の住
宅でございまして、これが九億八千二
百万円、昨年度に比して四千五百八十六
百万円の増、戸数といたしまして三千七
百五十戸を建設したい、こういうこと
に相なっております。
以上、はなはだ簡単にございまして
が……

○委員長(早川慎一君) それでは一時
休憩いたします。午後一時半から再
開いたします。
午後零時十七分休憩
午後二時一分開会
○委員長(早川慎一君) 午前に引き続

いて委員会を再開いたします。

昭和三十四年度の建設関係予算について、午前の委員会では説明を聴取いたしました。さらに補足的に、官房会計課長から予算案についての説明を聴取いたします。

○政府委員(南部哲也君) 予算書の建設省所管一般会計の抜き刷りにつきまして御説明申し上げます。

ここに建設本省、項、建設本省、建設本省一般行政に必要な経費八億二千八百九十一万二千円というのがございます。これは行政部費の全体の建設本省の金額でございます。このうちには建設本省の千名をこえる人件費を初め、人頭諸経費、庁費、旅費というようなものが入っております。このうち官房関係といたしまして、次の建設法等施行に必要な経費二百四十二万九千円、これは説明に書いてあります通り、業法の施行と一つ、公共工事の前払金保証事業に関する法律の施行に必要な経費でございます。それから次の建設統計及び建物統計に必要な経費、これは二千七百六十五万五千円、建設関係の諸統計を調査いたしておりますが、これを集計するのに必要な経費でございます。あと事項別に御説明してございますが、事項の説明は、これはそのほかは計画局、河川局、道路局所管のものになります。

それでは六百七十三ページに参りまして、建設機械整備費、これはここに五億九千万円、これが河川関係の事業に必要な建設機械の整備費でございます。これは官房の機械課で所掌しております。それからあとと飛びまして、

六百八十八ページの地理調査所以下の付属機関になります。地理調査所につきましては項が三つに分れております。地理調査所の一般行政に必要な経費、それから基本図測量に必要な経費、測地基準点復旧に必要な経費、基準点測量に必要な経費、それから地図修正測量に必要な経費、その次に航空機購入に必要な経費というのがございます。

これが本年度の新規でございます。三千七百七十万円、これは空中写真撮影いたしましたので、現在民間に依託して依託料でやっておりますが、直接に地理調査所において航空機一台を新しく購入しよう、こういうことであります。本年新規についた経費でございます。それから受託測量に必要な経費、これが項になっております。その次の(項)地図調製印刷費というものと合せまして、地理調査所の総額は、その次にありますように、四億三千六百七十四万七千円となっております。地理調査所が予算としてはふえておりますが、試験研究機関につきましては、土木研究所に必要な経費一億三千三百七十七万四千円、このふえております内容につきましては、主として道路の調査研究費と、それから下水道の調査研究費が新しく認められたという関係で増になっております。建築研究所につきましては、前年度とほぼ同額でございます。特に新しく研究施設をふえたという面はございません。

それからその次のページを開いていただきます。六百九十三ページの地方建設局でございますが、(項)地方建設局と、それから(項)建設事業工事事務局、この二つの項とそれからあとは、

地方建設局につきましては、道路特別会計の項、建設工事事務費並びにダム特別会計の工事事務費というもので、地方建設局の運営が行われているわけでありまして、これに必要な諸経費につきましてその次に金額がずつと並べてあります。大体以上の部分が一応官房の所管といえますか、内容になっております。

なお建設本省の方で申し落しました、建設研究所が実は組織並びに項として立っております。建設本省の中に研修所も含まれておりまして、これにつきましては、午前中にお配りいたしました総括表にございますように、道路関係の研修のために五百万円ほどの増が見られているわけでございます。

これはなほ簡単でございますが、以上で御説明を終ります。

○委員長(早川一君) ただいまの説明につきまして、質疑のおありの方は順次御発言を願います。

なおただいま出席の政府委員は徳安政務次官、鬼丸官房長、南部会計課長、説明員として前田文書課長、志村人事課長、小西建設課長、加藤建設機械課長、秋草土木研究所長、竹山建築研究所長、上条地理調査所総務部長、この方々でございます。

○内村清次君 人員の問題、いわゆる職員の問題をちょっと説明して下さい。

○政府委員(南部哲也君) ただいまの抜き刷りの六百九十八ページに職員の表がございます。特別職三名、一般職一万二千五百六十三名合計一万二千五百六十六名、これが一般会計の方の人員でございます。

建設省全体といたしましては、このほか特別会計の項で、ダム特別会計の五百七十八ページに一般職員七百七十九名、それから道路特別会計に、六百九十九ページでございますが、一般職員といたしまして三千三百八十名というのがございます。この三者を合計いたしましたのが建設省全体の人員となるわけでございます。

それで、これにつきまして本年の異動を申し上げますと、まず一般会計の方でございますが、これにつきましては、けさほど説明がありましたように、新しく首都高速道路公園の設立に伴うこの監理官、監督職員と、それから官房に新しく海外建設課を設けます関係上、この課長並びに課に必要の人員十名、それから道路関係の仕事が非常に伸びておりますので道路局の現在の定員を十名ふやす。こういうような作業がございまして、その分だけ本省関係といたしましてはふえておりますが、そのうち純増は四名でございます。そして、あとの十名程度は地建からの振りかえになっております。従いまして本省のふえておられる純増といたしましては四名でございます。あとは地方建設局からの振りかえ、そういったしまして地方建設局の方には、道路関係の工事の伸びに應じまして新しく二百九十名を増加する、こういうことになっておられるわけでございます。

この一般会計の六百九十八ページの表をあらためて申し上げますと、特別職の三名と申しますのは大臣並びに政務次官、大臣秘書官という三名でございます。それから一般職が一万二千五百六十三名、行政事務給表(イ)の適用を受けるものが一万百二十名、行政職務給表

の(ロ)の適用を受けるものが二千二百五十七名、研究職の俸給を受けるものが百八十三名、医療職俸給表(イ)の適用を受けるものが一名、それから同じく医療の俸給表(ロ)の適用が二名ということ、一万二千五百六十三名となっております。それからその内訳につきましては、その次に建設本省の特別職の職員、それから一般職の職員の内訳、事務次官以下の定数が載っておりますのでございます。

それから建設研究所につきましては五十一名、地理調査所につきましては六百八十三名、それから土木研究所につきましては百八十七名、建築研究所九十一名という構成になっております。それから最後の地方建設局一万四百六十六名のほか、先ほど申しました道路特会並びにダム特会の人員が加わって地方建設局の構成人員となっているわけでございます。

○内村清次君 それから行政機関職員定員法による定員と予算定員との差があるでしょう、この点一つ説明していただきたい。

○政府委員(南部哲也君) ただいまで御説明申し上げましたのは、すべていわゆる定員内職員と申しますか、予算上も定員がございまして、これらのものはすべて一般にいわれております定員職員でございます。このほか建設省といたしましては、予算上の定数を持っておりまして常勤職員がございまして、常勤職員は一般会計と道路特別会計、ダム特別会計のみならず各付属研究機関、それから本省にも若干おりますが、総人員で建設省全体といたしましては六千八百三十三名、これが予算上は常勤職員給与、これから給与が支出に

○政府委員（南部哲也君） 予算定員とは全然差異はございません。本年度一

す。だから、その点はどういう形になって俸給の支払いの項目がなってお

いう種類のものがどのくらいあったか、これはたしか、そういうように松

百八十名、従来行政部費でまかなわれておりましたが、これを一般会計、道

の原則的なそういう態度に対しては、これはそういう方法もあるのだからい

いと思うのです。いいと思うけれども、かつて警視庁というものが国家の費用、予算と東京都の——今はどうなっているか知らぬけれども、両方でまかなってあったことがございます。これはおそろく鬼丸さんも内務官僚だから知っておると思いますが、その場合に、地方経費と経費以外の分ぐのちの違ひがあつたと思うのです。その地方の予算でまかなえるところは、国の予算でまかなえるところのものは別格の扱いをされたことが事実あるのです。しかし、そういうものと同じことだと思ふのです。この場合でも、当然国の要員なら国が直接の人員費を出せばいいじゃないかということになり得ると思うのです。そういう見方が一つ。これは封建的な非常な権力政治です。それからもう一つの場合は、地建の局長以下全部、これは地建の局長が持つておる権限のうち、行政的な部分がどのくらい、何パーセントあつて、工事に關係する部分がどのくらい、何パーセントあるのかということですね。管理職的なもの、そういうようなものを含めて、もし実際に工事に直接タッチしておる職員ならば、工費の名目で給料を支出するならば、その名目で全部支出するなら差しかえがないと思うのです。そうでなくてやっぱり手心があると思う。事実私は手心があると思うのです。松永主計官も手心があると言っておるのです。そういうものでなくて、変えてもいいじゃないかというものは漸次行なつていきますと言つておるのです。漸次そういう方向に向つていきますと言つておるのであります。

ます。これはやっぱり職務に対する、あるいは人間に対する観念的な、何とか、厚い薄いか、白いか黒いかとかという様な差別があると思うのです。この点がどういふ工合に妥協したのか、あんな方は。

○政府委員(徳安実蔵君) 定員の中には行政部費から支弁しておりますものと、工事事務費から支弁しておりますものと二つありまして、そうしてその行政部費から出ておるものも、工事事務費から出ておりますものも、待遇等には相違がないように十分気をつけて予算措置を講じたつもりでございますが、その内訳等につきましては、官房長から説明いたさせます。

○政府委員(鬼丸勝之君) 行政部費支弁の定員職員と、工事事務費支弁の定員職員とは処遇の点においては差異はないように今回措置いたしました。また定員法上は別に特別な差異はございません。この点は昔の費目支弁の官吏とは本質を異にするものと考えております。そこで処遇上の問題につきましては、給料、昇給の原資でありますか、あるいは初任給は正の問題あるいは期末手当の増加分とか、こういう点は同様にして申上げます。それから旅費について申上げます。従来は行政部費職員と事業費支弁の職員とはかなりの開きがありました。大体二対一くらいの差がありましたのでございまして、昨年の予算折衝の過程におきまして、この点強硬に折衝いたしました結果、行政部費支弁職員とは同様の年額一人当り約一万一千円というところで今回の予算において計上されることになりましたので、この点で差

ることになりましたので、この点で差がありましてのが解決いたしました。処遇の点では両者の間にまず差異はないというふうな考へております。

○田中一君 差異がないなら、その仕事の実態に依つてはつきり区別したらいじやないかと考へるのです。一体地建の局長というものは、工事に直接關係する人間か、あるいは行政的な仕事をどのくらい含んでおるか、その点はどういふ工合に解釈するのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 先生のお話のように、まだある程度、先ほど申し上げましたような考へ方で、工事事務費支弁に振りかえるべき定員職員がございまして、しかしながら、これを全部網羅しまして一律に振りかえをいたしますことは、實際問題として難点があります。これは、地方公共団体の分担というものの増加という事象がございまして、まあ大蔵省といたしましては、先ほど先生がちょっとおっしゃいましたような趣旨で、いやしくも、工程に關係のあるものは一本化すべきじゃないか、事業費支弁として一本化すべきじゃないかという意見を持つております。私も自治庁、地方公共団体の立場も考へまして、やはりこの際全部をというふうには参らなかつた次第であります。

○田中一君 それは地方の分担金がございまして、総額というものが、一応妥当な工事費なら工事費というものが、一番最初あなたが言つておるやうに、職員の賃金も含めたものが工事費であるというところは、これは間違いないわけなんです。それでその総額というものが割られてくると、地方の負担金もこれは変動があるわけなんです。

ね。結局、工事もそのものの総額に対する負担ですからね。しかし、實際は給与の給源というものを正しい形に持つていくのだという、この一つの思想から割り切るならば、それはそれとしてですよ、補助率の問題も、補助率というか、負担率の問題も割り切ればいいのであつて、ただ九百何名というものだけを事業費に持つていくということによって、實際においてどういふ違いがあるのですか。そういう相違点はどこにあるのですか。まあちょっとややこしい問題ですけども、工事費全体の、工事費の全部の額から割り出すところの地方負担金ということになるでしょう。そうすると、では工事費というもののうち、たとえば地建の局長という者の給料、給料のうち、負担率は非常に違うと思ふのです。いろいろ負担率は非常に事業によつていろいろ違うと思ふのです。それをやろうとすれば、できないことはないわけですよ。地建の局長の給与というものを事業費にくつつけばいいのですからね。ただそれをしないので、今九百何名だけやるのだというこの割り切り方は、地方の負担金の割合に対して、軽くなつていくか高くなつていくかというところで、問題は、こまかい数字になりますね。それはなぜ九百何名だけするのだかということなんです。ね。どつちも工事に直接關係ある職員であるならば、その職員、私はそれには地建の人たちの給与はそこにあると思ふのです。工事費にぶち込めばいいじゃないですか、工事費に。ただ、あなたが困るのは、つまりその局長が常に工事關係だけにおるとは限らない。他に転任になる。転任になつたら、今度逆に本省の局長になる場合があるかもしれない。そうすると今度次に来る者が本省の局長から来ればいいけれども、そうでなくて、内部でもって、工事費の中で異動があつた場合に、その分だけどうするかという始末に困る問題が起つてくるから、やつたならやつたというところ、何かわれわれが納得するやうな形でもって説明してもらふねと、ちょっと困るのですが、ね。ただ原則的に大蔵省は、当然工事に直接關係ある職員は工事費から出すべきだという、この原則はわかりました。それならば九百名程度をやつたというところは、どういふ考へ方から出されたか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 今回九百八十名を振りかえましたのは、先ほどちょっと申し上げましたように、大体地建の出張所の職員は振りかえるというやうな考へ方に立つております。そこで、さらにもう一歩進めて、工事事務所の職員までは、やはり直接工程に關係するものが大部分じゃないかというこで、そこまでは振りかえるべきじゃないかという意見が大蔵省にはございまして、直接工程に關係するといふ範囲において妥当であれば、それも考へられるやうであります。ただ本局の局長以下、本局の職員の大部分は、これは大部分というよりも全部と申してよろしいと思ひますが、これは直接工程に關係し、直接工事に従事しているとは認めがたいのですから、これはやはり別に考へていかなければなりません。

かように思つております。

○田中一君 そうすると、その考へ方が延びて参りますと、三十五年度あたり、今度逆に本省の局長になる場合があるかもしれない。そうすると今度次に来る者が本省の局長から来ればいいけれども、そうでなくて、内部でもって、工事費の中で異動があつた場合に、その分だけどうするかという始末に困る問題が起つてくるから、やつたならやつたというところ、何かわれわれが納得するやうな形でもって説明してもらふねと、ちょっと困るのですが、ね。ただ原則的に大蔵省は、当然工事に直接關係ある職員は工事費から出すべきだという、この原則はわかりました。それならば九百名程度をやつたというところは、どういふ考へ方から出されたか。

り、どうやら工務事務所の所長級までは、そうした支弁の方法をとるといふふうな考へておられるのか。その話し合ひは、どうなつておられるのです。

○政府委員(鬼丸勝之君) 先ほど申し上げましたように、大蔵省は、そういう考へ方を持っておりますが、私どももいたしましては、なお工務事務所の職員をほとんど全部これに振りかへることは妥協であるかどうか、もう少しやはり実態に即して検討しなければならぬということ、それから地方の分担金の増加の問題がからんで参りますので、この辺も慎重に検討していきたいと考えております。

○田中一君 それじゃ何も、出張所の職員だつて従来通りやたらいいじゃないですか。どうして妥協したのだ、そんなこと。

○政府委員(鬼丸勝之君) これはまあ大蔵省当局とも、る話し合いを進めたのでございしますが、やはり一応筋としては先ほど申し上げましたような趣旨が合理的だと考えられるわけでございます。

そこで私どもとしては、先ほど工務事務所の職員の段階につきましては、多少検討を要すると申し上げたのは、これを大蔵省のお考へのように、ほとんど全部持つていくということになりますと、筋も、ちょっと通りにくい点があるんじゃないかと申しますのは、出張所の職員につきましては、大體技術労働職が多いわけでございます。御承知のように、そこで、これらの直接工程に關係しておるわけでございますが、事務所にございましては、技能労働職の定員職員につきましては、今の筋が当てはまるわけでございます。

が、その辺をもう少し検討していききたい。ですから、全部を振りかへるといふことが妥協であるとは、ちょっとここで即断できないという事情にあるわけでございます。

○田中一君 だから、どこに問題があるのか説明して下さい。工務事務所長とか、その課長とか、係長とかおるでしょう。そういう人たちに、どうして、どこに無理があるのか。私は実態はちつとも変つていないと思う。どこに無理があるのかということ。

○政府委員(徳安実藏君) 説明がまだ不十分のようでございますが、広義に解釈するのと、きわめて狭義に解釈するのと違ひがあると思うのでして、今回の処置は、直接に工務、工程にございまして關係のある職種の選出をしまし、その職種に該當する職員を工事費の中からあみ出すという、その中の定員に加えたということでございます。一応説明して申し上げますと、この中の、工程に關係する職種といたしましては、土工、それから石屋さん、トビ職のような人、それから鑿道工、あるいは木工、電工、旋盤工、あるいは機械操作職、あるいはトラックの運転手、こういうような本場の現場の工程に直接關係のある職務を、一応この費目から出すというふうな一つの限界をきめまして、予算をきめたわけなんです。この費目から出張所長までも出すべきではないかという御議論がありますれば、もちろんこれも研究しなければなりません。地方支弁等の關係もございしますので、なるべく直接現場の仕事に携わつておる一番下、下というと語弊がありますが、下の方の職をしてる人を一応職

種別に書き分けまして、それに該當するものを工事費から出すというふうな不合理的な限界をきめたようでございます。従つて、それ以上のことにつきましては、今申し上げましたように、これだけきめただけでございしても、年間一億六千万円くらい地方負担金はふえるやうなものでございまして、地方負担金というやうなものに對して、一応建設費や自治庁とも交渉の上で考えなければならぬ關係から、そうした限界を一応本年は立てたわけでございますが、將來にわたりますと、地方の負担は出張所長、あるいは局長に至るまで、行政面の方の費用から、何分出して、何分は、工程に關係する工事費から出すべきだというやうな問題につきましましては、嚴格に言つて、いろいろ議論があると思いますが、一応予算処置としましては、先ほど申し上げましたやうに、工程に關係する職種というものをきめまして、その職種のものをだけを工事費から出すようにしたかどうか、しかしこれは、同じ定員の中でございまして、その取扱ひについて、一つも違ひはない、等差はない、先ほど旅費のことも申し上げました、普通の行政費目から出ますものと一つも違ひないやうに、同じやうな時間計算いたしまして出しております。あるいはまた災害補償でありますとか、退職手当でありますとか、あるいは共済組合負担金等につきましても、何ら変りはないに、従来通りと同じやうな方法でやるといふ取扱ひをいたしておるやうな次第でございますので、この点は一つ御了承いただきまして、

足りないところは、今後補ひたいと思ひますが、一応この予算を編成しました方針は、そうした原則でもつて、やつたということを一つ御了承願ひたいと思ひます。

○田中一君 結論を言つて、今まで出ておるものは、わかつております。なぜそうしたかということをお聞ひしております。理由があると思ひます。その方が正しいのだ、正しきはわかちます。正しきはわかちますが、正しきでないやうな、全部したらいと思ひ、全部しないやうな、それが一つと。もう一つは、地方負担金は、今九百八十名というものを移したため、地方の負担はふえるの、減るの。

○政府委員(鬼丸勝之君) 九百八十名移しましたために、今政務次官からお答えがありましたやうに、一億六千万円ばかり地方負担金がふえる。そこで筋をいたしましては、工務事務所長以下、これは直接工程に關係あるということに移すという考へ方があるのでございします。

しかしながら千人で一億六千万円と、その線でいくと、上級職員になりますと、平均給分は高うございしますから、ますますふえるわけでございます。こういう問題が現実であります。今回はこの程度でまあおさめた、そういうことでございします。

○田中一君 そうすると、結局ねらいは、地方の負担金を余分に取るために、そうしたのだということ、一つの見方として出るわけですね。

○政府委員(鬼丸勝之君) 先ほど申し上げましたやうに、その事業費の設計を組みました際、工程に關係のある者は、全部人数が載るわけございします。設計書に。その場合に、従来でございまして、行政部費で支弁されるべき定員内の職員につきましては、赤で書きまして、一応設計書に載せまされども、これは赤で書いて落しておる、つまり地方負担の対象にしておらぬのです。その点が、やはり本質的にちつと不合理ではないか、本来、設計の上でも工事費で見るときは、設計の上でも工事費で見るときは、その点を議論しております。出まして、この点を議論しております。なるほど設計で見ると、つまり工事のポストに算入されるべき人数は、やはり事業費で見ると、そして地方負担の対象にすべきではないか、こういう根本の考へ方に立脚しておるわけでございます。

○田中一君 これは、地方の負担率というやつは、法律でやつてゐるのでしよう。しかしそれが、三万五千近い職員……残つてゐる者は、何名いるか知らぬけれども、行政部費で持つてゐる者も、実際に直接工程に關係ある職員というものは、もつとほかにいると思ふんです。それをふやしていくと、負担がますますふえる。地方の負担がだんだんにふえるということになるのでしよう。

そうすると、結局問題は、余分に、地方からの金を吸ひ上げる、そして、工事費の、事業費の増大を誘ふやうなところ、ねらいがあるわけですね。事業量がふえるというよりも、地方の負担金を余分に吸ひ上げようということなんですね。結局、そうなんです。地方の負担はふえるということとでしよう。

○委員長(早川一君) 速記をとめて。ちつと速記をとめてもらつて。

○委員長(早川一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(早川慎一君) 速記を始めて。

○田中一君 今、官房長、政務次官からの説明で、一応そういう事実であることは、よくわかりましたけれども、問題は、政府も前々から言明している公務員制度の問題です。公務員制度の改正の問題をこの国会で出そうと言っておりますから、それとの関連はどういうことになるのか、これは一つ、政務次官まで来ないでも、官房長の方で打ち合せがあると思うのですが、どうなっておりますか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 田中先生のねらいとおっしゃるねらいの意味が、だいたいわかって参りましたが、一つは、公務員制度の改正の問題に関連しているのじゃないかという御心配のようでございますが、私も最近非公式に、公務員制度の改正について内閣の方から相談を受けているところでは、今、公務員制度調査室を中心にして、まして、先般の答申をもとに、鋭意検討しております。そこで近く成案を得て、できれば今通常国会に提案したいというふうに承知いたしております。

そこで、その中身につきましては、まだ具体的に固まっていない点が多ございまして、ここで具体的に御披露するに至りませんが、御披露するには、ちょっと責任もございませんで、申し上げかねますが、大体的筋は、御承知の特別職たる職員と臨時採用職員、これは二月以上一年未満の期間で採用するものと、それから常勤職員でございます。これは定員の大宗と申しますか中心になるのですが、これに分ちまして、公務員法の適用関係を明らかにしていこうかと、こういうこと

だと伺っておりますのであります。そこで建設省といたしましては、すでに御承知のように、今までもそうでありましたが、常勤の職員はもちろん、常勤的非常勤職員の定員化につきましても、これを十分実現するように要望いたしております。

そこで問題は、たとえば臨時採用職員、臨時職員というものの範囲を具体的にどうするかという点、これをはっきり限定することによりまして、当省の直轄公共事業に従事する職員が、こういう臨時採用職員などに入らないようにしてもらいたいというようなことを今要望いたしております。そこで先ほどのお話の振りかえに関連する御心配は、この公務員制度の改正には関係はございませんと私は判断いたしております。

その意味では、公務員制度改革上、他意はないというふうに御了承をいただきたいと思ひます。

○田中一君 今の問題は、資料を出してもらって、具体的な、ほんとうの具体的な数字を出して下さい。こまかい、一つの地建なら地建のモデルケースとして図表を書いて、われわれにわかるように出して下さい。給与の給源というようにものを出していただき

たい。

○前田佳都男君 ちよっと伺います。建設省並びに地方建設局、それから工事事務所で動いている実在員というものは、結局非常に常勤的なことを伺うわけですが、これは定員法上の定員のひととそれから常勤的非常勤のひと、そのほかに、もう一つ何か物件費が何かでまかなっている人があるのじゃないですか、それがいわゆる臨時——今

のお話の臨時というのは、どういふのですか、おそらく三通りあるのだらうと思ひます。先ほどの予算の御説明は、いわゆる定員法上の定員、それから常勤的非常勤と——いわゆるおそれる物件費でまかなっているもの——どうなっておりますか、そういう、いわゆる身分の不安定なもの、それが何人ぐらいあるか。

○政府委員(鬼丸勝之君) お答えいたします。建設省の所管事業に従事しております職員の種類と申しますと、先ほど申し上げましたように、定員が一万六千七百八十人、概数を申しますが、常勤労務者と称しておりますが、六千八百八十名、そのほかに、いわゆる常勤的非常勤と申しますか、補助員と申しております。勤務の形態、内容が、ほぼは工事雑費、工事費の中の工事雑費でまかなわれております。これが約八千名ございまして、これは現在登録制度を実施いたしております。その登録することによりまして、処遇の安定をはかつて参ることにいたしております。

従ひまして、それを全部合せますと約三万一千人ぐらいに相なります。

○前田佳都男君 そうしますと、この八千名というのは、これだけ工事費がかかるということになりますね、人件費、物件費と分けると、いわゆる物件費ですね。机やいすと同じようなものですね、極端にいうと。

○政府委員(鬼丸勝之君) 工事雑費と申しますものは、工事の施行に必要な雑費ということでございまして、人夫

賃も含まれているわけでございます。必ずしも物件費ではございません。

○政府委員(徳安実蔵君) 先ほどいろいろ御心配があったようでございまして、直轄工事の伸びるに従ひまして、人がたくさん要るわけでございますけれども、将来のことも考えまして、建設省としまして、できるだけ先にいって仕事が終わって整理をしないままにやらぬというように、なるべく避けられるようにと思ひまして、昨年相当地、河川関係から直轄道路の方の伸びに対する人員を振りかえて参ったのでございまして、今年も、大體地方河川関係の方から、二百九十人ぐらい道路の伸びの方に振りかえまして、準職員を百名ぐらい現在あるものから、そちらへ向ける、そうしてことし認められました新しい定員の二百九十名を加えました六百八十名にして、この伸びた仕事に対応していこうというふうな考え方です。予算を組んでございまして、なるべく事業の増加あるいは少くなるというふうなことに、おいて、著しい定員をふやしたり、あるいはまた、これを一時に減らしたりするようなことのないようにという考え方から、窮屈ではございまして、今、今の諸君をもちろの方に、なるべく振りかえていく、それでどうしても足らないところを定員増加で補っていくというふうな形にして、やりくりいたしておりますので、将来の建設省の直轄事業費を、あるいは道路にいたしましては、河川にいたしましては、特別会計のダムにいたしましては、ほとんど伸びて参っておりますから、そう急激に定員を減らさねばならないというふうな事態にはならないであろうという見

込みで、今の、省内操作に一生懸命やっている際でございますから、この点は、一つよろしく御了承願ひたいと思ひます。

○内村清次君 それと逆の方向で、たとえば折衝の過程で、工事負担分として地方が負担する費用、これは、今回は一億何千万円であったが、これは事実上は認められた。そうすると、法律上の負担分の割合ですね。割合からいたしますと、やはり地方というものは、どちらかというとときらいたがらんだ。きくらう限界というものは、政務次官は一体どれくらいに考えておりますか。

○政府委員(徳安実蔵君) おそらく地方自治体は、これまでのように、なるべく工事過程における職員の定員になつておる人の救助などは、やはり行政府から出して、補助費の対象にならぬようにというのを希望して参ると思ひますけれども、それでは筋が通らぬと思ひますので、一応一番最低線に筋を引きまして、この程度だけはがまんしてくれというふうなことで、自治体も、それならよろうというところで了解がついたというところでございまして、その最低線の職種というのは、石屋さんであるとか、あるいは木工であるとか、トビ職とか、そういうふうな人たちの職種を限定しておりますから、それはあとから書き足しまして、参考資料として差し上げますから、それで一つ、御了解をお願いしたいと思ひます。できることなら、地方公共団体としては、自分に負担のかかることでありますから、補助対象のできるだけ低いことを望むと思ひます。

であります。この程度はやむを得ないだろうというところは、常識的に自

わけであります。

○前田佳都男君 そのランキングというものは、建設省から各官庁、地方公共団体あたりに流すわけでありませうか。

○説明員(小西是夫君) そうです。ランキングということでございます。その中で、点数で能力がこの程度であるというふうな程度でございます。

○前田佳都男君 これは土木と建築と分けていますか。

○説明員(小西是夫君) 土木と建築と分けています。

○前田佳都男君 これによって入札の場合に非常に参考になる。これは有力な業者である、これは有力ならざる業者である。もちろん参考になる面もあると思うのですが、入札する場合に、上から何番目まではとりまして、ちよつとの違いで全然それを排除する、中小企業というか、これからまた伸びようとする業者にとつてはたまたまのものではない。大きい既存の業者を保護するためには至れり尽せりである。既存の業者にはいいかと思うけれども、新しい業者、あるいは少しの違いで伸びようという業者にとつては非常に痛手なんです。そういう非難も私は至るところで聞いているのですが、建設省の方は建設業界あたりからそういうことは聞いておりませんか。

○説明員(小西是夫君) 聞いております。

○前田佳都男君 それに対してどういう方針をお持ちですか。

○説明員(小西是夫君) それに対しては勧告ということで、必ずしも強行できない。ただ従来は、入札方針として、大きい仕事は大きい業者、小さい

い仕事は小さい業者ということ、そういうふうな勧告をしたことはございますけれども、そいつを強行するということは今問題でございます。一応そういう線ではやってもいいという勧告はいたしてございますが、必ずしもそれを守らなければならぬというふうには言っておられないわけでございます。

○前田佳都男君 それでは、どういう根拠に基いてそういうランキングを行なっておるかということ、あとで資料として私にちょうだいしたいと思ひます。

○説明員(小西是夫君) 承知いたしました。

○前田佳都男君 それからもう一つ、この建設機械整備費というのがございすね。これも私はしろうとなんてですつもりか、これを一つお伺ひしたい。

○説明員(加藤三重次君) 先ほど官房長から御説明したやつは、河川事業一般会計の分だけでございまして、私の方で所管しておりますのは、道路特別会計の方と両方でございます。河川事業の方で申しますと、現在河川関係の建設機械整備費というのは非常に弱体でございます。ブルドーザー、パワーショベル等の更新でございます。

道路事業におきましては非常に予算が伸びまして、これは道路の改良に必要な機械、それからあと三十三年度から一級国道の直轄事業をやっておりますが、それに必要な補修の機械というふうなものが必要になっております。一々、必要がございしますればここで読み上げてもけっこうです。

○前田佳都男君 これは外国のものが多いいですか。ほとんど国産ですか。

○説明員(加藤三重次君) ほとんど国産でございます。一部国産でできないもの、あるいは国産で同じ種類のもの、はできておりませんが、キャパシティにおいて外国品でなければならぬというふうなものも入れておりますが、ほとんどが国産品でございます。

○前田佳都男君 わかりました。

○田中一君 機械の貸与会社を作るといふのは、あれはどうなんですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 機械の貸与事業に対して、起債その他で貸し付けを行うというふうな構想を立てまして、予算折衝をいたしました。地方債で貸し付けを行ひまして、地方公共団体に中心になつてもらつてこの貸与事業を行うというところは今回は見合せまして、ただ金融機関、特に開銀ですね、開発銀行に對しまして、この機械貸与事業のみならず、むしろ機械を必要とする会社なら会社の連合、建設会社あるいは建設会社が出資してあります。現にそういうものもできておりますが、機械を貸与して使わせるという事業を行う会社、こういうものに融資をできるだけやつてもらうようにということ、今極力努力をいたしております。従ひまして、予算の上におきましては特別な措置は講じられておらぬわけでありませう。

○田中一君 そうすると、とにかく建設機械抵当法という法律がありながら、あれはちつとも動いていないのですよ。銀行は貸してくれぬもの……だからそういう開銀の裏づけでもって抵当法を生かすような措置をとるといふことは、結局どういふことなんですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 抵当法の関係も関連してくる場合もございすけれども、私どももいたしましては、開銀に今いろいろ交渉しておりますのは、全国からある程度そういう融資の希望が出てきております。機械関係の融資につきまして、建設業者が中心でございすけれども、これをこの際極力融資してもらふように、具体的に話し合ひを進めていきたいと、こういう方針でございます。

○田中一君 そうすると民間の業者が、地方的に、開銀の資金を出してもらつて、そうしておのおの持っている機械の融通等もするような方法を促進するような手を打っているということなんですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 必ずしもその業者が固結して、お互ひにそういう機械貸与をし合うという事業をやるために特に融資をしてくれというものでなしに、いわゆる一般の建設業者におきまして、融資を受けて機械を購入したいという希望が相当ございすので、そういうものにつきては、償還能力その他を見て、今まで実はあまり開銀でも相手にしていないという状況だったもので、今、この際、一般の建設業者、建設会社を含めまして、融資をもつと進めてもらおうと、こういうことでございます。

○田中一君 ところで、今後、将来の問題といたしましては、業者が一つの組織、共同組織を作つて、会社その他の形態においてそういう機械の貸与事業を行うというふうなま傾向を助長していくことが必要だと考えておりますが、またこれは今後もう少し具体的に検討いたしました上で進めて参りたいと思つております。

○田中一君 それじゃ建設機械抵当法で融資を受けている実態というものの調査をして、資料をすぐ出して下さい。

○政府委員(鬼丸勝之君) 承知いたしました。

○田中一君 最後に伺ひますが、せんたね。これは今さら言うまでもないのです。それで、これは結局法の欠陥をついたところなんですか。そこで、まああつた形でもって一億円足らずのものを、五社も六社ももつて共同建設やるなどというところは、これはナシセスなんです。日本の建設問題からいってです。これは余分に経費がかかるのは当然なんです。余分に経費がかかる。そこで法律の改正ということを一応考えなければならぬと思うのですが、昨年の通常国会で審議未了になつた会計法の一部改正、これを政府内では、これはまあ大蔵省の所管ですから、出すように建設大臣は大蔵大臣に話をしているのかどうか。むしろあの法律は、参議院においても衆議院においても通過したものです。しかし参議院においても、議院としての構成人員は現在の構成人員じやございせん。衆議院においても、衆議院で昨年可決したところのあの法律案は、現在の衆議院議員の構成メンバーじゃないのです。それで再提出するつもりでおるかどうかの問題です。また建設省はそれに対してどういふ考えを持っているか。

○政府委員(徳安実蔵君) ただいまのお説ももっともだと思いますので、も

うすでに私の方からは大蔵省と話し合
いを進めております。しかし、まだこ
こではっきり御答弁申し上げるまでに
至っていないと思いますが、大臣もそ
の方針で折衝しておるようでございます
から、あらためて大臣が出席いたし
ましたら御答弁すると思ひます。

○田中一君 これ、もしですね、この
通常国会に政府が提出しないとするな
らば、議員提案で出す以外にないと思
うのです。これは直接予算に關係いた
しませんから、一向自民党さんの方で
も政府の制肘を受けるものじゃないと
思つて話してもらいますけれども、こ
れは一つ、あつた問題は今後とも起
きます。起きますから、それに対する
態度を、次の大臣が見える委員会まで
に明確に、態度を明らかにしておいて
いただきたいと思います。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいまの
政務次官の答へにちよつと補足さし
ていただきますが、大蔵省に私ども事
務的に連絡、相談いたしました今の段
階では、大蔵省當局としては、先般審議
未了になりました会計法の一部改正に
つきましての考え方なりその内容につ
きまして、賛成いたしております。た
だ、会計法自体におきまして、他の
問題点をあわせて改正したいというよ
うな意向がありまして、大蔵省として
は、今国会には提出が間に合わない
と、こういうふうに申しておりますの
で、考え方においてはもう了としてお
るわけでございますから、この点、事
務的な今までの話し合いの段階とし
て、御参考に申し上げておきます。

○田中一君 これは政務次官に言いま
すけれども、こいつはもう六、七年来
の懸案なんです。で、参議院において

も社会党、自民党、練風会も入つたと
思ひます。共同提案して、もし政府が
しないならば、この法律案を通すと
いつておつたんです。それを、政府と
しては、会計法の本法で改正をしたい
ということを表明して、二十四国会に
提案されて、参議院は通つて衆議院に
回つたんです。それが、昨年の通常同
会で衆議院の方もようやく通つたん
で、通つたんですけれども、これは時
間的に、参議院においてはもうペン
会期にまたがるものだから審議する
時間がなくて審議未了になつたもので
す。これをもし出さなければ、これ
は、もうやむを得ず議員提案で出さな
ければならぬと思つたのです。従つて、
その点は十分に、大蔵省は自分の方
でしないというならば、やむを得ず議員
提案するということになりましたから、
そういう点を十分お含みお願ひいた
さうと思ふんです。そうして、もし出さな
いという態度がきまるならば、これは
やむを得ず出します。

○政府委員(徳安義藏君) ただいまの
問題については、私も、最近その
経過も詳細承つております。建設
省といたしましては、今、官房長が申
上げましたように、大蔵省の見解も一
致しておりますので、大蔵省に話し合
いをするわけでございますが、主管省
が大蔵省でございますので、私どもが
ここで断定的なことは申し上げられま
せんが、一応さらに御趣旨等もござい
ますから、よく大蔵省とも相談いたし
まして、そうしてわが党の中にもす
でに、この問題は政府の方でそういうこ
とをしないのならば、党の方でも考え
なくちゃならぬという話も党内にもご
ざいましたので、至急に話をまとめま

して、そうして大臣から御答弁するよ
うにいたしたいと思ひます。
○小山邦太郎君 関連ですが、大蔵省
が会計法の一部改正については、他の
ものもかみ合せてというのには、どうい
うものがあるのです、合せなければな
らぬのは。
○政府委員(鬼丸勝之君) 具体的には
ちよつと私も今詳細聞いておりません
が、まあ大蔵省自身で、この部分に関
係のない問題でいろいろ検討してある
ようでございますから、そういう意味
でやるならば一緒にしたい。次の通常
国会あたりには事務的には間に合せた
い、こういう意向を表明しております
が、ただ、この点あくまで事務当局の
事務的な話の段階でございますから、
ただいま政務次官が答へて下さいま
したように、もう少し積極的に大蔵省の
方にも皆様の意向を体しまして話し
合つてみたいと、かように考えており
ます。

○田中一君 宅建業法の一部改正も政
府は考えておるといふように、きょう
の衆議院の委員長と理事との打合会
でも、きょうきりしたと思ふんですが
ね。御承知のようにこの法律案は議員
提案の法律案です。それを政府が出す
というのには、どこにその意向がある
か。当然これは、議員提案のものには議
員が——政府は一向承しかへありま
せんよ。ありませぬけれども、一切の
責任を負わなければならぬということ
になります。もし政府が出そうとい
う意向があるならば、事前に話し合
いをしていただきたいと思います。

○政府委員(鬼丸勝之君) 宅建業法
引業法の改正の問題につきましては、
実は建設省といたしましては、今国会
に提案することを最近まで考えており
ませんでした。ただ、まあ簡単な、む
しろ事務的に申しますか、非常に簡単
な改正点につきましては各方面の御意向
なり要望も一致すれば、これを改正し
たらどうかというお話がございますの
で、別にまだこれを政府提案で出すと
いうことをはっきり確定しておるわけ
ではございませんが、一つそういうこ
との研究を進めております。お話のよ
うに、出すという方針をきめましたな
らば、特に田中先生にあらかじめ御了
承を得たいと考えております。

○田中一君 僕の下承を得なくたって
党の下承を得て下さい。(笑)
それで、最後に伺いたいのは、この
法律案以外にはございせんね、政府
提案の法律案は。
○政府委員(徳安義藏君) ただいま、
官房長からすでに説明したと思ひま
すが、その説明いたしました私どもの予
定いたしております法律案以外には
は、ただいまのところでは政府として
は考えておりませんが、しかし、先ほ
どもお話ししたように、大蔵省さんの
御意見が一致したようなものでござ
います。ぜひ出せたいというお話がござ
いますれば、必ずしもこれを拒否するわ
けではございませんので、研究いたしま
して出したいと思つております。
○委員長(早川一君) 時間も移りま
したから、本日はこの程度で散会いた
したいと思ひます。
午後三時四十一分散会

一月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、県道飯原高田線及び松本高田線の一部国道編入に関する諸願(第一三八号)
二、公営住宅予算増額に関する諸願(第一四九号)(第四二二号)(第五〇三号)(第五三八号)(第五四四号)
三、住宅建設促進等に関する諸願(第一四六号)
四、一級国道第二十八号線改良舗装工事促進に関する諸願(第二〇一号)
五、二級国道八戸仙台線の一級国道昇格等に関する諸願(第二三二七号)
六、二級国道山形鶴岡線中有料道路早期実現に関する諸願(第二六二一号)
七、二級国道山形鶴岡線道路改修工事促進に関する諸願(第二六二二号)(第二六二九号)
八、富山県入善町用水への流砂防止対策に関する諸願(第三二二二号)
九、下水道事業費国庫補助増額等に関する諸願(第三二二九号)
一〇、砂防予算増額に関する諸願(第三二二二号)
一一、宅建業法引業法改正に関する諸願(第三三三三号)(第四三六六号)(第四八五号)
一二、四門トンネルの通過料金引下げに関する諸願(第三二四四号)
一三、国道百六十一号線の一級国道昇格に関する諸願(第三三六〇号)
一四、道路整備五箇年計画実施に伴う地方負担に関する諸願(第四五二二号)
一五、二級国道石巻酒田線中古川市内舗装工事促進に関する諸願(第四七七一号)
一六、国土開発中央自動車道建設促進に関する諸願(第四八九号)

一、富山県黒部川若果地先改修工事促進に関する請願(第五〇四号)
二、二級国道一五五号名古屋富山線中古川、神岡間改修工事促進に関する請願(第五〇五号)

一、富山県黒部川水系砂防工事施行に関する請願(第五〇六号)
一、岐阜県養老、南濃両町地域における砂防工事促進に関する請願(第五〇七号)

一、都市不燃化促進に関する請願(第五〇八号)

一、四門トンネルの通過料金引下げに関する請願(第五〇九号)

一、下水道事業費国庫補助増額等に関する請願(第五一九号)

一、宗教法人に対する下水道受益者負担金免除の請願(第五二〇号)

第二三八号 昭和三十三年十二月十三日受理
県道敷原高山線及び松本高山線の一部国道編入に関する請願

請願者 長野県松本市長 降旗 徳弥外十一名

紹介議員 木内 四郎君

国道十九号線から國立公園上高地に至る間、即ち県道敷原高山線のうち長野県木祖村敷原から同県奈川村寄合渡に至る十七・六キロ及び県道松本高山線のうち長野県奈川村奈川渡から同村寄合渡に至る十三・二キロ、合計三十・八キロの路線は、中京、関西方面から國立公園上高地に至る最短コースとして重要な路線であるが、最近観光の見地と木材輸送の關係から県費と地元寄付によりその大改修を加えたにもかかわらず県財政の窮乏からその目的を達成できない状態に陥っているから、本路

線の重要性にかんがみこれを国道に編入の上、大改修を加えられたいとの請願。

第一四五号 昭和三十三年十二月十五日受理
公営住宅予算増額に関する請願

請願者 岐阜市長 松尾善策

紹介議員 田中 一君

昭和三十四年度の政府予算を編成するにあたり住宅建設について、(一)公営、公庫、公団の三本建とする従来の住宅政策のうち低額所得階層を対象とする公営住宅事業に重点をおきこれが大幅の拡充を図ること、(二)三十三年度予算における標準建設費が三十二年度にくらべ工事費については平均三パーセントの引上げ用地費についてははすお

かれた現行補助基本額の工事費および用地費準備が実際の支出をはるかに下回っている状態であり事業実施上重大な欠陥となつてゐるから、標準建設費の引上げを行うこと、(三)住宅金融公庫の公営住宅用地に対する宅地造成事業のわくを強化拡充すること、等の措置を講ぜられたいとの請願。

第四二二号 昭和三十三年十二月二十五日受理
公営住宅予算増額に関する請願

請願者 香川県知事 金子正則

紹介議員 田中 一君

昭和三十四年度の予算を編成するにあたり住宅建設について、(一)公営住宅事業の拡充に重点をおくこと、(二)不燃公営住宅とくに中層耐火住宅の増加をはかること、(三)建設事業の実態に即して標準建設費の引上げを行うこと、(四)住宅金融公庫の公営住宅用地

に対する宅地造成事業のわくを強化拡充すること、(五)公営住宅の規模を各種別、構造別全般にわたつて最低〇・五坪引き上げること、(六)極低額所得層のために補助率八割の二種中耐の供給を行うこと、なお当該住宅は家賃低下のため補助率を八割としたが、一般の二種中耐なみの規模を確保すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第五〇三号 昭和三十四年一月十九日受理
公営住宅予算増額に関する請願

請願者 島根県知事 恒松安夫

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第五三八号 昭和三十四年一月二十一日受理
公営住宅予算増額に関する請願

請願者 岐阜県知事 松野幸泰

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第五四四号 昭和三十四年一月二十三日受理
公営住宅予算増額に関する請願(六通)

請願者 和歌山県知事 小野真次 外七名

紹介議員 田中 一君

昭和三十四年度予算編成の時期にあたり、(一)住宅施策として公営住宅事業を重点とすること、(二)不燃公営住宅、とくに中層耐火住宅の増加を図ること、(三)標準建設費の引き上げを図ること、(四)用地対策の強化拡充を図ること、(五)公営住宅の規模を引き上

げること、(六)極低額所得者層に対する公営住宅の供給を図ること、(七)不良住宅地区改良事業の強化拡充を図ること、等公営住宅予算の充実、確保を図られたいとの請願。

第一四六号 昭和三十三年十二月十五日受理
住宅建設促進等に関する請願

請願者 大阪府東区大手町町大 阪住宅復興促進協議会 内 松原与三松

紹介議員 田中 一君

戦後十三年国民生活は衣食の面では一応の解決をみたが、住の面では依然として解決されず、特に産業都市における勤労者の住宅事情は深刻を極めてゐるから、(一)政府施策住宅建設の拡充強化について格段の努力をすること、(二)公営住宅を大量建設すること、(三)公営住宅の規模と不燃率を引き上げること、(四)公庫住宅の融資額を引き上げること、(五)公庫住宅の家賃低下を図ること、(六)市街地における住宅の高層化、不燃化を図ること、(七)中小企業勤労者の住宅対策を確立すること等適切な措置を講じ、合理的な住宅供給を行い民生の安定を期せられたいとの請願。

第二〇一〇号 昭和三十三年十二月十七日受理
一級国道第二十八号線改良舗装工事促進に関する請願

請願者 兵庫県洲本市外通町七 丁目興同研究会内 南 垣外十三名

紹介議員 竹中 恒夫君

兵庫県の淡路島を南北に縦貫し、本土と四国とを結ぶ中間幹線である一級国道第二十八号線の改良舗装は、昭和三十一年度から十箇年計画で着手されたが、該道路は近年とみに島内外をあわせ交通量が激増しており、現状のような荒廃ぶりでは沿線住民の損害と苦しみは多大であるから、計画を変更して今後五箇年以内に完成せられるよう予算措置を講ぜられたいとの請願。

第二三七号 昭和三十三年十二月十九日受理
二級国道八戸仙台線の一級国道昇格等に関する請願

請願者 岩手県議會議長 金子 太右衛門

紹介議員 川村 松助君

三陸沿岸一帯は林、鉱、水、農その他の産業資源の宝庫であり、観光地帯でありながら未開発のまま取り残されてゐるのはまことに遺憾であり、東北の各地域が国土総合開発法により特定地域に指定され、着々事業実施の段階にあり、このうずもれた資源の開発がよりやく時代の脚光をあびようとしてゐるとき、三陸地帯開発の根幹である沿岸道路網の整備充実こそ緊急事であるから、二級国道八戸仙台線を一級国道に昇格してすみやかに整備改良せられたいとの請願。

第二六一号 昭和三十三年十二月二十日受理
二級国道山形鶴岡線中有料道路早期実現に関する請願

請願者 山形県寒河江市市長 田 井門三郎外二十名

紹介議員 竹中 恒夫君

兵庫県の淡路島を南北に縦貫し、本土と四国とを結ぶ中間幹線である一級国道第二十八号線の改良舗装は、昭和三十一年度から十箇年計画で着手されたが、該道路は近年とみに島内外をあわせ交通量が激増しており、現状のような荒廃ぶりでは沿線住民の損害と苦しみは多大であるから、計画を変更して今後五箇年以内に完成せられるよう予算措置を講ぜられたいとの請願。

紹介議員 松澤 靖介君

二級国道山形鶴岡線(六十里越国道)は、村山、庄内両地方を結ぶ最短距離であり、あらゆる交通は一にこの道路の整備にかかっているものであるが、中間には羽田丘陵が縦走しているため、現道路は屈曲が多いばかりでなく幅員がきわめて狭く、更に深雪地帯の特性として冬期間の交通は全く途絶し、両地方の物資の交流はもろろ本地域から産する林産物の輸送も不可能となり、特に西村山郡と東田川郡との郡界付近の整備が急がれている現状であるから、本道路を日本道路公団施行有料道路として早急に実施せられたいとの請願。

第二六二号 昭和三十三年十二月二十日受理

二級国道山形鶴岡線道路改修工事促進に関する請願

請願者 山形県寒河江市長 國井門三郎外二十名

紹介議員 松澤 靖介君

二級国道山形鶴岡線は、山形県の村山、庄内両地方を結ぶ重要最短期間でありながら、みるべき改良の行われなかつたことは、関係市町村にとつて、又輸送にあたる関係団体にとつてひとしく遺憾とするところであるが、従来この地方は鉱業、林業、電力、観光資源共に未開發地帯として残された地方であつて、本路線の改修により飛躍的経済効果が期待できるから、早急にこれが改修工事を実施せられたいとの請願。

第三二〇号 昭和三十三年十二月二十二日受理

二級国道山形鶴岡線道路改修工事促進

に関する請願

請願者 山形市長 大久保伝蔵 外十九名

紹介議員 海野 三朗君

この請願の趣旨は、第二六二号と同じである。

第三二二号 昭和三十三年十二月二十二日受理

富山県入善町用水への流砂防止対策に関する請願

請願者 富山県下新川郡入善町長 米沢甚吾

紹介議員 田中 一君

富山県入善町用水四千町歩の用水は黒部川右岸の合口用水より取入れているが、土地は砂質浅耕土で下層は砂れきのため多量の用水を必要とするのであるが、このため水口の冷害は発電事業の施行によつて倍加された上、昨今の用水に土砂の混入流出がはなはだしくたちまち用水路を埋め縮の生成に重大な悪影響を与え農民を苦しめている。この土砂流入については種々の原因が考えられるが、近年関西電力の着工した黒四発電工事並びに上流けい谷の崩壊が最も大きな原因になっているから、実情調査の上、早急にこれが完全な流砂防止を関西電力と関係機関に実施させるよう取り計らわれたいとの請願。

第三一九号 昭和三十三年十二月二十二日受理

下水道事業費国庫補助増額等に関する請願

請願者 福岡市長 奥村茂敏外三名

紹介議員 吉田 法晴君

下水道施設は都市浸水の防除、生活環境の改善、し尿処理及び公共汚濁防止等の諸問題を根本的に解決するものであり、保健衛生、都市計画並びに観光上重要な不可欠の施設であるが、資金難のため、その事業の推進が大きく阻害されている現状にかんがみ、(一)下水道事業の計画は道路整備計画と並行して行うこと、(二)国庫補助金の大幅な増額を図り補助率を引き上げること、(三)起債の増額を図り単独借入を設定すること、(四)下水道行政の一元化を図ること等について特段に配慮せられたいとの請願。

下水道施設は都市浸水の防除、生活環境の改善、し尿処理及び公共汚濁防止等の諸問題を根本的に解決するものであり、保健衛生、都市計画並びに観光上重要な不可欠の施設であるが、資金難のため、その事業の推進が大きく阻害されている現状にかんがみ、(一)下水道事業の計画は道路整備計画と並行して行うこと、(二)国庫補助金の大幅な増額を図り補助率を引き上げること、(三)起債の増額を図り単独借入を設定すること、(四)下水道行政の一元化を図ること等について特段に配慮せられたいとの請願。

第三二二号 昭和三十三年十二月二十二日受理

砂防予算増額に関する請願

請願者 長野市市長 長野県庁内長野県治水砂防協会 内 片桐知雄

紹介議員 小山邦太郎君

水災防止の根本対策は、山地、けい流、河川の三位一体による各工事の完べきを期するにある。政府においても、ここに思をいたし、治山治水基本対策要綱を設定されたが、いまだわずかに基本額の一端を予算化されたにすぎず、その目的からしてはなはだ遺憾であるから、砂防事業の重要性に鑑み、優先的に砂防予算を増額されたいとの請願。

第三三三号 昭和三十三年十二月二十二日受理

宅地建物取引業法改正に関する請願

請願者 京都市中京区烏丸通姉小路北入京都市宅地建物取引業組合内 満田

正太郎

昭和三十三年に一部改正せられた宅地建物取引業法(法律第三十一号)は、法律改正前の登録業者にさかのぼつて試験制度を適用し、保証金を供託させるもので従来の業者には全く有害無益な制度であるから、昭和三十三年七月三十一日以前からの登録業者(既得権者)で現在までなんら事故のない取引業者は業法の目的にそいたる者となし、保証金供託制度並びに試験制度から除外せられたい。また、都会周辺の農業組合役員等は、その職権を乱用して田畑の売買あつた施を行い、取引業者の職権を荒らしているから、山林、田畑、雑種地を取扱業者に対しても宅地建物取引業法を適用するようすみやかに措置せられたいとの請願。

第四三六号 昭和三十三年十二月二十六日受理

宅地建物取引業法改正に関する請願

請願者 大阪市旭区大宮町五ノ七六 飯島吉造外二名

紹介議員 一松 定吉君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第四八五号 昭和三十四年一月十四日受理

宅地建物取引業法改正に関する請願

請願者 名古屋市中区和区種漢通五ノ一 富田清兵衛外五名

紹介議員 草葉 隆圓君

宅地建物取引業法の一部改正(昭和三十三年法律第三十一号)によつて、

取引業者のこうむる不利益はじん大であつて、とうていこの苦痛に堪えられないから、昭和三十三年七月三十一日までの登録業者(既得権者)で引続き業をなす者については、試験制度並びに保証金供託制度から除外するよう、今国会において本法を改正せられたいとの請願。

第三二四号 昭和三十三年十二月二十二日受理

関門トンネルの通過料金引下げに関する請願

請願者 福岡市西中洲福岡県商工会議所連合会内 佐藤二郎外二十五名

紹介議員 吉田 法晴君

関門間の自動車輸送船が廃止されたため関門トンネルは、本土・九州を直結する唯一の幹線道路となつて、その通過料金ははなはだしく高額であるため、産業経済関係車両の利用度が著しく低調で誠に遺憾であるから、関門トンネルの特殊性を十分考慮され、道路整備特別措置法から除外し、建設資金を国において肩替りして、通過料金を少くとも現行の半額以下に引き下げられたいとの請願。

第三六〇号 昭和三十三年十二月二十三日受理

国道百六十一号線の一級国庫昇格に関する請願

請願者 滋賀県議会議員 丹波重蔵

紹介議員 村上 義一君

国道百六十一号線(大津敦賀線)は、わが国産業経済の中核である京阪神地帯と諸物資の宝庫である北陸地方とを

結ぶ最短路をなし、その利用度は近時ますますひんぱんとなり最近のトラック輸送はことごとく本路線に依存し、その上陸上自衛隊の道路利用度もひんぱんの度に加え、一般産業の発展はもとより国内治安の確保の上にも貢献するところ大なるものがある。更に本路線は其日本を縦断する国道第二十七号線と直結し、かつは又今後における舞鶴、敦賀、阿波の活発化のきざしをみるに占める重要性はまことに注目し、経済的見地から道路交通施策の一環として本路線を一級国道に昇格せしめられたいとの請願。

第四五二号 昭和三十四年一月九日受理

道路整備五箇年計画実施に伴う地方負担に関する請願

請願者 長野市妻科町長野縣議

会内 風間和夫

紹介議員 本内 四郎君

道路整備緊急措置法第五条の規定による高率補助の特例規定は、昭和三十三年度限り効力を失うが、もしこの特例規定が廃止されると地方公共団体は道路整備事業費の負担が過重となり、本事業の円滑な実施が困難となる状況であるから、道路整備五箇年計画実施に伴う地方負担割合については少くとも現行の負担割合及び補助率を確保するよう特別の措置を講ぜられたいとの請願。

第四七一号 昭和三十四年一月十日受理

二級国道石巻酒田線中古川市内舗装工

事促進に関する請願

請願者 宮城県古川市古川字大

奥防一八三ノ三 佐々

木熊吉九十二名

三浦 義男君 高橋

進太郎君

宮城県古川市を東西に貫通する二級国道石巻酒田線は、近年交通量がいちじろしく増加し、沿線住民は砂じん、石かい、でい水等によりじん大なる被害を受けているから、昭和三十三年度において舗装工事を施行している箇所を終点から、県道古川真坂線の起点に至る延長三百八十メートルの舗装工事を促進せられたいとの請願。

第四八九号 昭和三十四年一月十日受理

国土開発中央自動車道建設促進に関する請願

請願者 長野県上伊那郡美和村

長 伊藤修治外一名

紹介議員 青木 一男君

東京神奈川間の高速自動車道の建設については、名古屋神奈川間は既に建設が開始されており、また現在調査中の東京名古屋間についてもすみやかに調査を終り、中央自動車道が一日も早く実現されんことを望んでいるが、東京名古屋間の路線を東海道案にすりかえようとする動きのあることはまことに遺憾であるから、(一)中央自動車道東京名古屋間予定路線を今通常国会において法律化すること、(二)中央自動車道東京名古屋間は昭和三十五年度から着工し三十九年度に完成すること等について善処せられたいとの請願。

第五〇四号 昭和三十四年一月十日受理

九日受理

富山県黒部川若栗地先改修工事促進に関する請願

請願者 富山県黒部市長 芦崎

久治外三名

紹介議員 田中 一君

富山県黒部川左岸若栗堤は、他の箇所にくらべて一、五メートルも堤防が低く上に堤防断面も狭少であるため、この水時には激流による破壊、欠壊等の災害はまぬかれず、昨年の台風期にもこれがために幾多の生命財産を奪い去られたという惨事に遭遇しているから、一日も早く現地調査の上、早期改修計画に基いて本工事の完成を図られたいとの請願。

第五〇五号 昭和三十四年一月十日受理

二級国道一五五号名古屋山線中古川、神岡間改修工事促進に関する請願

請願者 岐阜県古川市古川町長

布施保二郎外三名

紹介議員 田中 一君

東洋一をほこる神岡山山の資源と、高原川流域の森林資源開発に加えて近時電源開発事業の施行に伴い自動車の交通は激増一途をたどり、二級国道第一五五号線の改修整備は当地方産業発展の上からはもち論、ひいては国土開発上から一日もゆるがせにできない緊要事であると思ふから、本国道名古屋山線中古川、神岡間の改修工事を促進せられたいとの請願。

第五〇六号 昭和三十四年一月十日受理

請願者 富山県黒部市長 芦崎

久治外九名

紹介議員 田中 一君

富山県黒部川は直轄河川として改修工事に着手、若々その効果をあげているが、上流の水源荒廃地から流出する土砂は年間百八十万立方メートルと推定され、これがため平たん部の河床は年々上昇の一途をたどり、堤内河床面が耕地より六メートルも高く、このまま放置された場合は堤防の改修も無意味となる状況であるから、すみやかに大規模な掘削により河床の低下とみお筋の固定及び上流部の流出土砂防止のため山腹工事と砂防えん堤を建設省直轄工事として施行せられたいとの請願。

第五〇七号 昭和三十四年一月十日受理

岐阜県養老、南濃町地域における砂防工事促進に関する請願

請願者 岐阜県養老郡養老町長

田中 一君

紹介議員 田中 一君

岐阜県養老町、南濃町は西に養老山脈を控えて古米何回となく水害の大惨事を繰り返してきたが、政府関係当局の理解ある取り計らいにより砂防工事も年々完成しつつあつて町民ひとしく感謝するところであり、残された工事箇所についてもすみやかにこれを完了せられたいとの請願。

第五〇八号 昭和三十四年一月十日受理

請願者 富山県黒部市長 芦崎

久治外九名

紹介議員 田中 一君

都市の不燃化を促進することは公共の福祉を増進することになるばかりでなく近代国家を建設する上に貢献するところ大なるものがあるから、これを促進するための基本的要項として、都市の不燃化に関する基本法の制定、中央、地方それぞれに、不燃化した総合的不燃化相談所の設置ならびに共同建築組合の制度化等の実現を期せられたい。なお、従来から不燃化促進をばいであるあい路解決の措置要項として(一)借地権の処理、(二)仮設設置のための河川、公有地の占有許可、(三)防火建築補助金予算の大幅増額並びに継続予算化、(四)建築資金計画援助のための施策、(五)現存不適宜な建築の撤去、(六)国税、地方税の軽減措置、(七)都市計画路線の廃止等についても再検討せられたいとの請願。

第五〇九号 昭和三十四年一月十日受理

関門トンネルの通過料を引下げに関する請願

請願者 福岡県門司市門司商工

会議員会頭 木村博威

外二十名

紹介議員 吉田 浩君

この請願の趣旨は、第三二四号と同じである。

第五三九号 昭和三十四年一月二十一日受理

請願者 三重県四日市市長 吉田勝太郎

下水道事業費国庫補助増額等に関する請願

請願者 三重県四日市市長 吉田勝太郎

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。

第五〇号 昭和三十四年一月二十三日受理

宗教法人に對す下水道受益者負担金免除の請願

請願者

東京都中央区築地三ノ一築地本願寺内財団法人日本宗教連盟理事長 秋岡保治

紹介議員

大谷 贊雄君 三浦 義男君

宗教法人国税及び地方税については非課税の適用を受けているにもかかわらず、第二義的な公課である下水工事の受益者負担金を課せられていることは不当であるから、下水道、道路、その他これに類する受益者負担金に関しては、すみやかに省令の關係事項を改正し、宗教法人の境内地については、その対象外とする処置を講ぜられたいとの請願。

二月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、首都高速道路公団法案

一、道路法の一部を改正する法律案

一、道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案

首都高速道路公団法案

首都高速道路公団法

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 管理委員会(第八条—第十七条)

第三章 役員及び職員(第十八条)

第十二部 建設委員会會議録第五号

—第二十八條—
第四章 業務(第二十九條—第三十一條)

第五章 財務及び會計(第三十二條—第四十四條)

第六章 監督(第四十五條—第四十六條)

第七章 補則(第四十七條—第五十一條)

第八章 罰則(第五十二條—第五十四條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 首都高速道路公団は、東京都の区に存する区域及びその周辺の地域において、その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて首都の機能の維持及び増進に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 首都高速道路公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、十億円と政令で定める地方公共団体が公団の設立に際し出資する額の合計額とする。

2 政府は、公団の設立に際し、前項の十億円を出資するものとする。

3 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府及び第一項の政令で定める地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するとき、公団に出資することができる。

(登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称使用の制限)

第六条 公団でない者は、首都高速道路公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公団について準用する。

第二章 管理委員会

(設置)

第八条 公団に、管理委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

(権限)

第九条 公団の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

(組織)

第十条 委員会は、委員五人及び公団の理事長をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十一条 委員は、建設大臣が任命する。

2 前項の委員のうち二人は、公団に出資した地方公共団体の長が(公団に出資した地方公共団体が二以上あるときは、当該地方公共団体の長が共同して)推薦した者のうちから任命しなければならない。

(委員の任期)

第十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の欠格条項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は政庁の役員

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員

(いかなる名称によるかを問わす、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わす、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 公団の役員又は職員

(委員の解任)

第十四条 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると認むとき。

(委員の報酬)

第十五条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(議決の方法)

第十六条 委員会は、委員長又は第十條第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち二人以上が出席しなければ、會議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 委員会は、公団の役員又は職員をその會議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(委員の公務員たる性質)

第十七条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務

に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十八条 公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第十九条 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、公団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を輔佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を輔佐して公団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公団の業務を監査する。

(役員の仕事)

第二十条 理事長、副理事長及び監事は、建設大臣が任命する。

2 理事は、理事長が建設大臣の認可を受けて任命する。

(役員の仕事)

第二十一条 役員の仕事は、四年とする。

2 役員は、再任されることができ、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第二十二條 次の各号の一に該当する者は、役員となることのできない。

一 第十三条第一号から第三号までの一に掲げる者

二 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。)又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

(役員の仕事)

第二十三条 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十四条第二項各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員の仕事)

第二十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十五条 公団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の仕事)

第二十六条 理事長及び副理事長は、理事又は公団の職員のうちから、公団の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を

有する代理人を選任することができる。

(職員の仕事)

第二十七条 公団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の仕事及び権限)

第二十八条 第十七条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、東京都の区のある区域及びその周辺の地域において、次の業務を行う。

一 その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二第一項の規定による指定を受けたものに限り、)で都市計画として決定されたものの新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うこと。

二 前号の自動車専用道路に係る災害復旧工事を行うこと。

三 同又は地方公共団体の委託に基き、第一号の自動車専用道路の新設又は改築と工事施行上密接な関連のある道路の新設又は改築で都市計画として決定された道路に係るものを行うこと。

四 その利用について料金を徴収する路外駐車場等都市計画として決定されたものの建設及び管理を行うこと。

五 第一号、第二号及び前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 前五号に掲げる業務の遂行に

支障のない範囲内で、同又は地方公共団体の委託に基き、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて次の業務を行うことができる。

一 前項第一号の自動車専用道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他政令で定める施設(以下「事務所等」という。)を建設し、及び管理すること。

二 委託に基き、前項第一号の自動車専用道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設すること。

3 公団は、前項の業務を行う場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

(基本計画)

第三十条 建設大臣は、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十一条第三項の整備計画に基き、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。

2 建設大臣は、前項の基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得、かつ、道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。)と協議しなければならない。この場合において、道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者で

ある地方公共団体(都県知事又は市の長である道路管理者にあつては、その統轄する都県又は市の議会の議決を経なければならない。)

3 前項の規定は、第一項の基本計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)に準用する。

(業務方法書)

第三十一条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十二条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第三十三条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(決算)

第三十四条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで

(財務諸表)

第三十五条 公団は、毎事業年度、

財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

4 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十六条 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び首都高速道路債券)
第三十七条 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は首都高速道路

路債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、建設大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三十一一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。
(政府からの貸付等)
第三十八条 政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は債券の引受をすることができる。

(償還計画)
第三十九条 公団は、毎事業年度、

長期借入金及び債券の償還計画をたてて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(他の道路の新設又は改築に要する費用の負担)
第四十条 公団は、第二十九条第一項第一号の自動車専用道路の新設又は改築に伴い必要を生じた他の道路の新設又は改築に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

(補助金)
第四十一条 政府は、予算の範囲内において、公団に対して、第二十九条第一項第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

2 第四十条第一項の政令で定める地方公共団体は、予算の範囲内において、公団に対して第二十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)
第四十二条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金(給与及び退職手当の支給の基幹)

第四十三条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。

(建設省令への委任)
第四十四条 この法律及びこれに基

く政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。
第六章 監督
(監督)
第四十五条 公団は、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)
第四十六条 建設大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第七章 補則
(解散)
第四十七条 公団の解散については、別に法律で定める。

(恩給)
第四十八条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下この条及び附則第十二条において「公務員」という。)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下この条及び附則第

十二条において「公務員とみなされる者」という。)が引き続き公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第七十七号。以下この条及び次条において「法律第七十七号」という。)附則第十条の規定の適用については、同条第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのは、「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は首都高速道路公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数に通算する。

4 第一項（他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短期間恩給に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条の二（再就職の場合の普通恩給）の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第四十九条 公団は、前条第一項（他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

（大蔵大臣との協議）

第五十条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第四條第三項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第三十七條第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十九條の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第三十條第一項の基本計画を定めようとするとき。

三 第三十五條第一項及び第四十三條の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十二條第一号の規定による指定をしようとするとき。

五 第三十一條第二項及び第四十四條の規定により建設省令を定めようとするとき。

（他の法令の準用）

第五十一條 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

（罰則）

第五十二條 第四十六條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十三條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第二十九條第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第四十二條の規定に違反して

業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十五條第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第五十四條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（公団の設立）

第二條 建設大臣は、第二十条第一項の例により、公団の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、公団の設立の時に、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長又は監事に任命されたものとする。

第三條 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、第四條第一項の政令で定める地方公共団体に対して、公団に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の募集が終了したときは、建設大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けるときは、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に対して、出資金の払込を求めなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込があつた日（出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込があつた日）において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六條 公団の設立の後最初に任命される理事のうち三人及び監事のうちの一人の任期は、第二十一条第一項の規定にかかわらず、二年とする。

第七條 公団の最初の事業年度は、第三十二條の規定にかかわらず、その設立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第八條 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三條中「事業年度開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

第九條 建設大臣が第三十條第一項の基本計画を公団に指示した場合において、当該基本計画に含まれている道路に係る事業で日本道路公団が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三條第一項の許可を受けて施行しているものについては、公団が同法第七條

の第三項の認可を受けているものとみなし、日本道路公団が当該事業に係る道路に関し同法又は道路法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、公団がこれらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。この場合において、日本道路公団は、遅滞なく、当該事業に関する事務を公団に引き継ぐものとする。

第十條 前条の事業に関し、同条の指示の現に日本道路公団が有する権利及び義務は、その時に、公団が承継する。

第十一條 公団は、日本道路公団が附則第九條前段の事業を行うために要した費用を日本道路公団に支払わなければならない。

2 前項の費用の額及びその支払方法については、公団及び日本道路公団が協議して定め、建設大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の協議が成立しないときは、公団又は日本道路公団の申請に基づき、建設大臣が裁定する。この場合において、建設大臣が裁定したときは、前項の協議が成立したものとなる。

4 建設大臣が第二項の規定による認可をしようとするとき、又は前項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

（引継に係る職員の恩給）

第十二條 附則第九條後段に規定する引継に係る事務に従事していた日本道路公団の職員のうち、日本道路公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在

職し、引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き日本道路公団の職員として在職する者が、公団の設立の日から同条後段の規定による事務の引継が完了した日までの間に更に引き続き公団の職員となつた場合においては、その公団の職員を日本道路公団の職員として勤続する者とみなして日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第三十七条(恩給)の規定を適用する。

2

公団は、前項の規定の適用を受ける公団の職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、同庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(名称使用の制限に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際に首都高速道路公団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。この場合において、第六条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第十四条 道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「(以下「公団」という。若しくは首都高速道路公団)」に改める。

第二条の二から第七条まで(第二条の二及び第三条から第五条までの見出しを含む)中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第七条の見出し中「道路管理者」を「日本道路公団による道路管理

者」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(首都高速道路公団の行う有料の首都高速道路の新設又は改築)

第七条の二 首都高速道路公団は、道路法第十三条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したもの)とみなされる協議を含む)にかかわらず、首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第六号)第三十条第一項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に含まれている道路法第四十八条の二第一項の規定による指定を受けた自動車のみの一般交通の用に供する道路(以下単に「首都高速道路」という)を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

(有料の首都高速道路の工事実施計画書の認可)

第七条の三 首都高速道路公団は、前条の規定に基づき首都高速道路を新設し、又は改築しようとするときは、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した工事実施計画書について、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 路線名及び工事の区間
二 工事方法

三 工事予算
四 工事の着手及び完成の予定年月日

2 首都高速道路公団は、前項の工事実施計画書を作成しようとする場合において、当該工事実施計画書に係る道路が二級国道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者と協議し、その他の道路であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の同意を得なければならない。

(首都高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

第七条の四 首都高速道路公団は、第七条の二の規定に基づき新設し、又は改築した首都高速道路について料金を徴収しようとするときは、運輸省令、建設省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前条第二項の規定は、首都高速道路公団が前項の認可を受けようとする場合に準用する。

(首都高速道路公団の行う有料の首都高速道路の維持、修繕等)

第七条の五 首都高速道路公団は、第七条の二の規定に基づき新設し、又は改築した首都高速道路について、道路法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六

条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したもの)とみなされる協議を含む)又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

(首都高速道路公団による道路管理者の権限の代行)

第七条の六 第七条の規定は、首都高速道路公団が第七条の二の規定に基づき首都高速道路を新設し、若しくは改築し、又は前条の規定により首都高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合に準用する。

第九条第一項前段中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、「第三条第一項の許可」の下に「又は第七条の三第一項の認可」を、「当該許可」の下に「又は認可」を加える。

第十条(見出しを含む)中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第一項中「又は第三条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事」を「若しくは第三条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事又は第七条の二の規定に基づく首都高速道路の新設若しくは改築に関する工事」に改める。

第十二条第一項中「第二条の二」の下に「又は首都高速道路」を加える。

の下に「又は第七条の二」を加え、「高速自動車国道」を「高速自動車国道又は首都高速道路」に改め、「当該高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路」を加え、「高速自動車国道法第二条第四項」を「道路法第二条第三項」に改め、同条第二項中「高速自動車国道」の下に「及び首都高速道路」を加える。

第十四条第一項中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第十五条第一項中「公団」を「日本道路公団、首都高速道路公団」に、「新設又は」を「新設若しくは」に、「又は第三条第一項若しくは」を、「第三条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事、第七条の二の規定に基づく首都高速道路の新設若しくは改築に関する工事又は」に改め、同条第二項中「第二条の三」の下に「若しくは第七条の三第一項」を加え、「公団」を「日本道路公団、首都高速道路公団」に改める。

第十六条第一項中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第十六条の二中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第十七条第一項中「公団が」を「日本道路公団が」に、「新設し」を「新設し、」に、「第四条第一項」を「第四条」に、「又は第五条第一項」を「若しくは第五条第一項」に、「(高速自動車国道を除く。以下「公団の管理する一級国道等」という。以下「日本道路公団の管理する一級国道等」という。又は首都高速道路公団

昭和二十四年二月三日
【参議院】

が第七条の二の規定に基き新設し、若しくは改築し、若しくは第七条の五の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う首都高速道路（以下「首都高速道路公園の管理する首都高速道路」という。）に、「公園の意見」

を「日本道路公団又は首都高速道路公団の意見」に改め、同条第二項中「公団の管理する一級国道等」を「日本道路公団の管理する一級国道等又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に、「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第十八条中「公団は、公団を日本道路公団又は首都高速道路公団は、日本道路公団」に、「又は一級国道等」を「若しくは日本道路公団の管理する一級国道等又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に、「又は当該一級国道等」を「若しくは当該一級国道等の道路管理者又は当該首都高速道路」に改める。

第十八条の二中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第十九条の見出し中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第一項中「公団の管理」を「日本道路公団の管理」に、「二級国道等」を「日本道路公団の管理する一級国道等又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に改め、

「日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）」の下に「又は首都高速道路公団法」を加え、「公団の負担」を「日本道路公団又は首都高速道路公団の負担」に改め、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第二十條第一項、第四項及び第五項中「公団」を「日本道路公団」又は「首都高速道路公団」に改め、同条第三項中「公団」を「日本道路公団」若しくは「首都高速道路公団」に改める。

第二十一条中「公団の管理」を日本道路公団の管理」に、「一級国道等」を「日本道路公団の管理する一級国道等並びに首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に改め、「日本道路公団」の下に「又は首都高速道路公団」を加え、「又は第七条第一項第六号」を「若しくは第七条第

「又は第七條第一項第六号」に、
「又は第七條第一項第三号」を「若しくは第七條第一項第三号又は第七條の六において準用する第七條第一項第三号」に、「又は第七條第一項第八号」を「若しくは第七條第一項第八号又は第七條の六において準用する第七條第一項第八号」に改め

る。

第二十三条中「及び第五条第一項」を、「第五条第一項及び第七条の二」に、「公団」を「それぞれ当該料金若しくは占用料を徴収し、又は当該負担金を課した日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第二十四条中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第二十五条中「及び第五條第一項」を「第五條第一項及び第七條の二」に改め、「日本道路公団」の下に「又は首都高速道路公団」を加える。

理」を「日本道路公団の管理」に、「二級国道等に関し、公団」を「日

本道路公園の管理する一級国道等に
関し日本道路公園に、首都高速道路
公園の管理する首都高速道路に関し
首都高速道路公園に、「公園のし
た処分」を「日本道路公園又は首都
高速道路公園のした処分」に改め、
同条第二項中「公園」を「日本道路
公園又は首都高速道路公園」に改
め、同条第三項中「日本道路公園」

第二十六条の二の見出し中「高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路」を加え、同条中「公団の」を「日本道路公団の」に改め、「高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、「公団に」を「日本道路公団又は首都高速道路公団に」に改める。

第二十七条第一項中「公団に対して、公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団に対して、日本道路公団」に、「又は一級国道等」を「若しくは日本道路公団の管理する一級国道等又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に改め、同条第二項中「公団に対して、公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団に対して、日本道路公団」に改め、「高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加える。

第二十八条（見出しを含む。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二

三条、第四十六條若しくは第四十七條第三項の規定又は道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号、第九号、第十一号若しくは第十二号の規定により首都高速道路公園が代つてするこれらの規定に基く処分」と、同法第七十二条第一項中「第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公園が代つてする第二十四条本文の規定による承認を加え、同条第二項中「公園」を「日本道路公園」に改め、「二級同道等」の下に「及び首都高速道路公園の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項を次のように改める」。

5 この法律の規定により道路管理
者に代つてその権限を行う日本道
路公団又は首都高速道路公団は、
道路法第八章（第六六条を除く）
の規定の適用については、道路管
理者とみなし、この法律の規定に
より建設大臣に代つてその権限を
行う日本道路公団は、これらの規
定又は高速自動車国道法第四章
（第三十三条を除く）の規定の適
用については、建設大臣とみな
す。

(印紙税法の一部改正)

第十六条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ五ノ五中「日本道路公団」の下に「又は首都高速道路公団」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の六中「日本道路公団」の下に「及び首都高速道路公団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「日本道路公団」の下に「首都高速道路公団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「日本道路公団」の下に「首都高速道路公団」を加える。

(行政管理局設置法の一部改正)

第二十条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本道路公団」の下に「首都高速道路公団」を加える。

(建設省設置法の一部改正)

第二十一条 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号の六の次に次の一号を加える。

五の七 首都高速道路公団の業務の監督その他首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第

三十三号)の施行に関する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二中「日本道路公団」の下に「首都高速道路公団」を加える。

第二章第五号の四の次に次の一条を加える。

第五号の五 第三条第五号の七に規定する事務を行わせるため、建設省に首都高速道路公団監理官一人を置く。

2 首都高速道路公団監理官は、建設省の職員のうちから建設大臣が任命する。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十一条 運輸省設置法(昭和十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十八号の四の次に次の一号を加える。

三十八の五 首都高速道路公団の管理する首都高速道路に關し、料金及び料金の徴収期間を認可すること。

第二十八号第一項第八号の六の次に次の一号を加える。

八の七 首都高速道路公団の管理する首都高速道路の基本計画及び料金に關すること。

道路法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 道路の保全(第四十二條―第四十八條)」を「第四節 道路の保全(第四十二條―第四十八條―第四十八條の二)」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。

第三十九條第二項本文中「指定区間内の一級国道に係るものにあつては、政令で、その他の道路に係るものにあつては」を削り、「条例」の下に「(指定区間内の一級国道にあつては、政令)を加える。

第三章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 自動車専用道路(自動車専用道路の指定)

第四十八條の二 道路管理者は、交通が著しくふくそうして道路における車両の能率的な運行に支障のある市街地及びその周辺の地域において、交通の円滑を図るために必要があるとき、まだ

供用の開始(他の道路と交差する部分)について第十八條第二項ただし書の規定によりあつたものとみなされる供用の開始及び自動車のみの一般交通の用に供する供用の開始を除く。)がない道路(高速自動車国道及び一級国道を除く)について、自動車のみの一般交通の用に供する道路を指定すること

ができる。この場合において、当該道路に二以上の道路管理者(当該道路と交差する道路の道路管理者を除く。)があるときは、それらの道路管理者が共同して当該指定をするものとする。

2 道路管理者は、交通が著しくふくそうして車両の能率的な運行に支障のある道路(高速自動車国道及び前項の規定により指定された道路を除く。)の区間内において、交通の円滑を図るために必要があると認めるときは、区域を定め、自動車のみの一般交通の用に供する部分を指定することができ

る。ただし、当該道路の区間に他の一般交通の用に供する部分があつて自動車以外の方法による通行に支障のない場合に限り、

3 道路管理者は、第一項又は前項の規定による指定をしようとする場合においては、一般自動車道(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項に規定する一般自動車道をいう。以下次条中同じ。)との調整について特に考慮を払わなければならない。

4 道路管理者は、第一項又は第二項の規定による指定をしようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。その指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

(道路等との交差の方式)

第四十八條の三 道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分道路、軌道、

一般自動車道又は交通の用に供する道路その他の施設(以下本条及び次条中「道路等」という。)と交差せようとする場合において、は、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

(道路等と自動車専用道路との連結又は交差)

第四十八條の四 道路等軌道を除く。以下本項中同じ。)の管理者は、道路等を第四十八條の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分(以下「自動車専用道路」という。)と連結せようとする場合において、は、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者の許可を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差せようとする場合においても、同様とする。

2 自動車専用道路の道路管理者は、前項前段の場合にあつては当該道路等が当該自動車専用道路の効用を妨げない場合に限り、同項後段の場合にあつては当該交差が前条ただし書に規定する場合に該当する場合に限り、前項の協議に應じ、又は同項の許可を与えることができる。

(出入の制限等)

第四十八條の五 何人もみだりに自

二二三

自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。

2 道路管理者は、自動車専用道路の入口その他必要な場所に通行人の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

(違反行為に対する措置)

第四十八条の六 道路管理者は、前条第一項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

第七十一条第四項中「道路管理者は」を「道路管理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下本項及び次項中同じ。)」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 自動車専用道路の道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十八条の六の規定による権限を行わせることができる。

第七十六第五号中(昭和二十六年法律第八十三号)を削る。

第九十六第一項各号列記以外の部分中「道路管理者が」を「道路監理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた地方建設局長及び北海道開発局長を含む。以下本項から第四項まで中同じ。)」がに改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 道路管理者が第四十八条の四第一項の規定による許可を与えないこと又は許可の申請書を受理した日から三月を経過しても許可に関する処分をしないこと。

第九十六第二項中「建設大臣若しくは一の」を「建設大臣(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた地方建設局長及び北海道開発局長を含む。以下本項から第四項まで中同じ。)」の「一の」に改め、同条第五項中「又は建設大臣」の下に(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた地方建設局長及び北海道開発局長を含む。を加える。

第九十七条中「第四十八条」の下に「第四十八条の二、第四十八条の四、第四十八条の五第二項、第四十八条の六」を加え「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(権限の委任)

第九十七条の二 この法律に規定する道路管理者である建設大臣の権限(第二十七条の規定により建設大臣が道路管理者に代つて行う権限を含む)は、政令で定めるところにより、その一部を地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第九十六第一項中「第四十七第二項」の下に「又は第四十八条の六」を加え、同項に後段として次のように加える。

第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令に違反した者についても、同様とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(道路運送法の一部改正)

2 道路運送法の一部を次のように改正する。

第二条第八項中(高速自動車国道を除く)を「道路法による道路以外のもの」に改める。

第四十九第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 当該一般自動車道の路線の速定が道路法による道路で自動車のみ一般交通の用に供するものとの調整について特に考慮してなされているものであること。

(道路整備特別措置法の一部改正)

3 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十号中「並びに第四十八第一項及び第二項」を「第四十八第一項及び第二項並びに第四十八条の五第二項」に改め、同項第十二号中「第四十七第二項」の下に「又は第四十八条の六」を加え、同項第十三号中「並びに第四十七第三項」を「第四十七第三項並びに第四十八条の四第一項」に改める。

第十三条の見出し中「運輸大臣」の下に「との協議及び運輸大臣」を加え、同条第一項中「あらかじめ」の下に「道路法第四十八条の二第一項の規定による指定を受けた道路にあつては運輸大臣と協議し、その他の道路にあつては」

を加える。

第十七条第一項第八号中「又は第四十七第三項」を「第四十七第三項又は第四十八条の四第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定をすること。

九 道路法第四十八条の四第一項の規定により許可をすること。

第十八条の二中「指定区間内の一級国道に係るものにあつては政令で、その他の道路に係るものにあつては」を削り、「条例」の下に「(指定区間内の一級国道にあつては、政令)」を加える。

第三十条第一項中「第七十一条第四項」を「第七十一条第四項若しくは第五項」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

4 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律
道路整備緊急措置法の一部を改正する法律
道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

条第二項を削る。
附則
この法律は、公布の日から施行する。